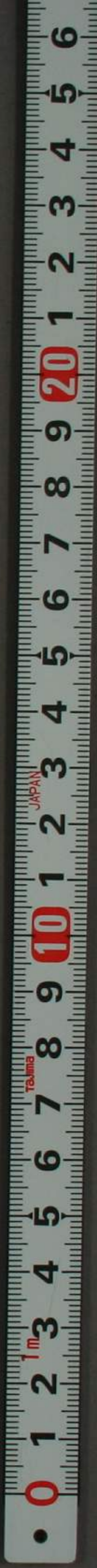


奉使日本紀行 十卷十二

特別
ル2
3138
4



門 2
號 3138
卷 4



奉使日本紀行

第十篇ワシントン諸島を去てカキワカトカに着す

青地 盈譯
高橋景保校

五月十八日我船夕ヨホア北灣を出帆セ時天氣悪ク
急ニ暴風来リ湾口の両側ニ在礁ニ船を吹付僅に
一破の長礁と相離ル言先ノ及ビる所ニ未破一ツと破
網ニツを失ヒテ九時ノ夜ニ船を吹付風勢甚ク
テ烈ニ此時又子ノ船此處に吹付テ是ノ時我船亦

早稲田大學
第30.6.17号
蔵書

小舟を引揚船を船に引寄せ船を北に向て島
を去る朝定時風烈き由て見送し島の隅
角を再測量せんす正午の太陽を八度五十九分四
十六秒とすニコカイワ島の太陽は我船の北に南に
陽の西経百三十九度四十九分〇〇とす我等此陽を北
に離る此標船の西

予船を強き東風ふき一庚申間を去りマルカントラ
此島を去る時小見一北の方を在島を臨みんと

欲すてわりの六謂くコークイ初次の航海は伴おなや
北を謂うたへイテレ北のイワホツタあるべしと今夜は晴
たしとも云ふぬをさるるは夜中ありの朦朧なりと
思ひ予船を九時おまきりニコカイワ西隅岬の西に去
一舟を在り望むる時半盡く帆を張て南の方に去り
晝半より西に向て去りぬ予思ふ所なく庚申間に
向て行く要を付何者マルカントラは西に向て甚地を見せ
るとなるとは我等の船あり日の西に傾くはまきり

之を見出さへ」と夕の時舟を西に走らざる
程北地を見出す事如く北に向てめをせ其地を見
へ」と思ふに又予を西に走らせ船を北大洋
北西に航しワシントン諸島よりサドイク諸島に
向て直航すは常に危き暴風何れ彼リュイテナン
トヘルゲスト北グアイタリス船の危難の如きあるを
まはしむる事九千一幸 甲比舟にマウヘルを
ヘイテよりマワイヒに航して暴風を避けて返り

止とを得ず東に其島に到り」と船を北に
夕の時は予針路を任方間を轉す此時我船南緯
九度二十分西經百四十二度二十七分ニカイウ島
より西なりと二度四十八分あり此夜予此針路を取
て後帆帆を減して船を静に北西の洋中に
地方を見出す事いと難しし不幸にして此西
の劇き東或甲寅間の風を逢ひて我船の古き帆
を吹破るる事と船は常に西に流るる事ハニコウハ北緯

予は彼等に向ふ所を以て予今月北廿二日の間南緯四度より六度の間を以て坤の方に向ひ四十九里航過るるに予是より於て北の方と土の方を船を以て潮の南に流し而後サトイク諸島を以て過るに北西に向ひるを以て

等五月廿三日我船南緯之度二十七分西經百四十五度〇〇とす予は羅針南傾十二度其振北東に度十八分あり

今夕灰白色北鳩の大船鳥の船綱具を以て人を以て以て之を捕へたる

廿四日風静然にトクトルホルルニキス北ニルモノニ成取て海中に沈み一百度の深に到るふ十二度半と集る水面上を以て二十二度四分一と氣候甚度一月に於ての器に水中に在るに二分の時を以て之を揚り十九度半と是の故揚るに就て水の著しく温み成る也此試を以て一時我船の赤道の五十六分経は

百四十六度十六分又此より羅針の北東の振度三十
四分南に傾八度五分又此より北風微して翌日
時とて全く風あり然る氣候甚中初より数
七値に已前ありし暑者此より少し涼し清
涼ありし但元モートルはニカイワを出帆する時より
只一度半降るる也

第五日廿五日金曜日三時赤道下を乗過ぬ我時
斗は經百四十六度二分然る海軍舟道北

從は百四十四度五十六分なり如此七月の月我經
度實より度三十五分を差し是赤道を越る前の四年
に測り南緯三十四分とあり羅針の南に傾六度十五
分あり然る我此測り真正なり難かりし次日北緯
一度十二分經百四十六度四分の處より五度
三分ありし數時海軍羅針を度十八分北東振る
此より後支那より歐邏巴より向るる船を
つらむと皆緯と知へし

此より見るや、我等鳥類を見さう、五月廿七
日、緯二度十分、経百四十四度五分、北交角、ケール
キリン、スグホー、ル編、及、小島を多く、その中に大島
き、島あり、我船の拂郎、文、此島は、ニカイワの、方、又は
ワシントン諸島に、多、く、見、え、る、ゆ、え、遠、く、地、方、を、新、て、見、出、す
ら、す、と、又、樹、の、多、き、枝、の、船、北、を、流、来、せ、る、此、由、て
其、地、方、を、多、く、事、を、知、り、今、中、東、東、の、土、地、を、見、出、す
阿、ん、と、新、島、も、見、出、し、土、地、を、ば、ら、ら、り、な、す、

五月廿五日、我船の、産、人、ニカイワ、ト、死、す、此、人、は
恙、を、患、病、好、む、人、皆、知、る、其、カ、サ、カ、ト、カ、近、に、送、り、行
へ、と、思、ひ、ニカイワ、島、の、遠、海、暑、氣、北、為、り、死
を、速、く、せ、ト、と、云、え、ウ、彼、は、コールランド、北、産、ト、船、年
三、十、五、ト、基、善、性、の、人、あり、す、
緯、八、度、ト、北、緯、度、風、止、或、風、何、来、船、り、日、一
日、西、風、何、り、て、十、六、時、間、續、き、吹、る、に、空、雲、大、雨
、船、中、幸、に、空、水、桶、を、毎、日、注、り、ぬ、る、積、八、度

此等より風良き申候間向ふ是所謂ハサト候
此より我等 サントイク諸島にありて是より吹くる
之今迄我等の経度の測ハ月輪の測より依り時計の
測と相符合せり然も等六月三日ハ我定座より後ハ
時午台の差ハ次日ハ午二十五分此等と兼時針甚和
在とモホル子ル甲比母リシヤスコイ及予の定座ハ能相
合といハ然るもハ時針は固くは我等の距離の多き度
キ一ありと云ひハクロイヒに着りて一二八號ハ三十分

三十秒一八五號ハ十分の北東に過るを見とる
風ハ石段強く良き吹て北東より北東流來り船を劇
しく揺揺す此より船に滴出未て毎日二三回も之を
射去き舟が多し然もハ漏ハ船の荷此程きに由
て甚水より多し制も多し起りし漏れ先と云
是れ舟より多し此より吹くる多し此より吹くる細
目の腐腐て水の多し遠るなり然もカムサウカトカト着
前より之を修理せしむ此より吹くる多し此より吹くる

水を射去して船中にて多の船夫を驚かし、船を止るべし
 等六月七日本曜日約六時予測りにヲワイヒの東側最
 早甚をぬぐぬとありて針路を正誤用より成の方より
 約八時半に地方を見知る後真子ヲウヒ北東湯と共
 北西三十二度の距より船もモウナロア山をさす北
 北に船が緯十九度十分三秒在るヲワイヒの東湯緯十九
 度三十分三秒と我より北北在湯の緯度ハ甲比丹川
 外北測甚密者一ハシコウヘルの測も同一と尚す此は約也

我等の睡斗北差を度しく拾點す
文字不分明

- ヲワイヒ東湯北緯度
- 一ニ八緯 一五十四度三十分三秒
 - 一八五六緯 百五十四度五分〇〇
 - ペンニングトン 百五十四度二十九分三秒
 - 甲比丹コーク 百五十四度五十六分〇〇

甲比丹コーク及ハシコウヘルの測此は精密なる約也
 我等の月経の測等六月四日と十日
ヲワイヒを出し
帆を一日後に拾て

に一二八號ハ初日 三十九分後 十一日 三十五分北東
とす此よりゆく我時斗北經此差を改正せし後
測量を為すは是處一此より意を用ひて我六器北
時斗其内アルルド北器四具ありて此僅船途は控
甚る差ありし事ハ何の故に當流の地方は往時斗は
此書を起さば 三イワを去て已後二度斗の速あり而
已海中舟道の算より此を百斗度幸四方と海潮
三十一日北月十四度二分西に流あり此を互に算をせし

日に十里とす

三カイワ島より 畜類外 我等買ふ事を得て我
西船兵船七頭 一頭七斗 あり色なきをサントイク
諸島より名を食料を多く買取りんと欲す今我
船等皆壯健ありと雖 伯西見を出て後た之は塩肉の
用ひあるは敗血病の患ありし事也一我等此後カ
サ別に名を少しし一島舟の遠近をへし 史
笑九月北東ありしは長考に及んと欲す若し時

を過しては日中海上にモウツン風の替りたる所は、務
て此舟路を急ぐべき所と云ふ今ワシントン諸島より直に
カサツカに向ふ時、船吏等、食物の爲に病を引おこす
所多し取置る少く時日を費し此より先サントク諸島
に向ひ、ワロイに島の海濱よをく船をきり彼島人の我
等を見て、歐邏に貨物を交易せん爲に十五里ある八
里、彼より舟を出来りて交易せしは我求る食料も
多し入へりと斗りて、ワロイの南東濱に寄りて彼島を

とく^{とく}に廻りしが我望を遂げし事下に記す如し
前云如く我船を流しう十里斗を浦てマルスセル^{帆の}
をかりし浦は流し船をきりたる浦より小舟を出我
方よりある所然るに其小舟に食料を載るる少く
我等七艘より買て僅に二三の 六の椰子一の小豚
を得たりは是等も去る價を賣人此を呼喚嗟^を
換んと欲し我船に在る品を交易せしめり多し物
を賣りて之を求めり島人作りたる品多し

持来りて我等も買入をも動もせし予も食料の外は
買ふべくは制しよはそ月も幼き子を携へる男其
子の父といえらる彼ら賣人と欲する品と不用と一返り
して甚憚りたる色と見えり

かくすら月も穴の雨と催し暴風起り濱より舟
此来り見よ水も我船も高き船は強き東風を船
を雨に問もきりたり物も^{トワイ}こい濱を^{トワイ}椰樹の林
と園圃並に人家満ち甚く人烟盛なり景色も見え

ワシントン諸島の比は予にゆきと見ゆる食料の乏
宜し驚く一^{トワイ}此島の直陽より平地見え夫より漸く地
くねくて彼モウソロア山北麓あり此山最なるトクテ
ルホル子の例も二子二百五十回^{トワイ}新^{トワイ}一^{トワイ}對^{トワイ}我^{トワイ}六^{トワイ}天^{トワイ}
す即チ子リハ^{トワイ}此^{トワイ}島^{トワイ}も^{トワイ}事^{トワイ}三^{トワイ}百^{トワイ}五^{トワイ}十^{トワイ}對^{トワイ}新^{トワイ}あり
く是に各地隊より最なるとせん此山をターヘルベルクと名
ハ此山の頂全く平地とて阜と似らるなりと我等此山
に來り時ハ此山雲を掩て一^{トワイ}縣^{トワイ}間^{トワイ}之^{トワイ}を^{トワイ}見^{トワイ}し

次の雨は毎々其形を見らる其頂の平物凡一
三尺許の廣ありと云此山常に雲を捲き其全
山頂を見事難しと唯氣の滑淨なる物其好景色
を乞ふ

マワイヒ人北我船を来りたるを云ふ此をニアイヒ人比
ては好と云其形體も少く船骨遥く如く
西色碧澄然體も彫文セバ又我船を来りし人々
體も汚泥の如き者なり是れ微毒因て飲或はカウ

を多く飲同もの物も或土民はカウを飲之た
かく汚泥を飲するを命と云相ニカイワ人其形體
よ於てはマワイヒ人より大に勝る疑念思の働
彼南方此諸隣よりはマワイヒの方ハ増進りと思ふ
それ歐羅巴人は交るても多し殊に諸厄利亞人
此に居る者数多ありて此島人ハ方智も教も事
業も出来り我等、眼を注ぐ事を阿り其船の
製作者ハニカイワ人は遙に勝りて云えり甲以舟

コックに記す此二島の詞を集めたをるに二島の
詞相同しき多くをえり然も我船は有拂郎衆
ニカイワ詞を知りて此島の詞を通ずるを能き
此島人の諸厄利亜の詞を乞ふ我等も能く知
得たり但ヲワイヒの詞も彼ニカイワの詞より外好
辭法有りて拂郎衆人は之を乞ふ事を見たり
有拂郎衆人は此島は為夫と人と思ひ奉りしに
此島人の彼より過る善か是ともいえられぬ後

悔して中に頼む我船は舟り度く欲きる有
彼の人と有り此宜し加ふるハ知事ともヲワイヒは二
イワよりも彼ら因縁を多しを恨む彼ら請は任せし重
お立曉船をヲワイヒの南陽に向て遣ふ此等は二十
に食糧を得し大船材ありと云ふ有是ハ我等も此
食料を買入人と欲して南西濱をゆく十一時
其陽を赤し其空は鈍順の懸有りそれより
百尋許を離て一列の岩礁有りて浪打然る

甚しク測り此陽ハ緯十八度五十四分経六十五度
四十五分とす正ルニ此陽ハ我船の南東七十八度也其
距三里又過すホルフル及ローウユステル此測りハ緯十八度
五十四分四十五秒とすコック此測り小管名を以て徑度ハ我船
北差昨日より一秒少くとす相前云所の村を以て計りし
直ニ我船を風下ニ索きげに風涼く吹てを以て
をきくと二里又過す此より二時許見合居るに濱
三艘の小舟を出見くる其の第一の船ハ大豚百ホント也

何んぞ其哉哉と我等悦ぶかたは之を買て日曜日の船夫等
の管食とせし之然とも彼ハ船夫の載来りたる他の船ハ我等
に買せし人も亦彼等も對し氣味毒々思ひし所好弁
小刀木綿等を以て又彼豚のまゝのもの大なる喧嘩の
外套を換り物を與へり且他船より小豚一頭を買入其
此之艘の船より食料を以て得たり我等大に悦びし此も
女子哉載来りし昨日の船と足たり少く喧嘩を換り物と食
料を得るも亦少からし此地もラワイヒ島主の居るを

カラカキユアと名く此村より大船所を島を夕マエと
名くと此島此島の土人の風俗僅十年、十二年此中に
大に喜々々々々のハ世尊ノアレス名此島の土人チアチチ船
者をして支那の廣東より時チアチ廣東を見
る物毎々は是ハ鉄銭許ハ換る或彼ハ鉄何種ハ當る或
と物毎ハ鉄の事る己尋私同く是彼の貴重とある
所鑄ハ過るものれくハ知後此島人等歐西人も
交り數葉やての^{もて}や鉄器ハ貴するやハ知るハ彼等

の既ハ華大者小者とも見也

チアチチは此島のチアチチと云ふ所の首首なり

かくて陸より我船を来るに船も^もや見入るに船は
吾船を去り此帆を以て六時は此島の南西は去り夫より南に
向ひ船中此島に居る人々と欲す相以るの如く食料を買入るも
とも亦十分なりと云ふ此よりカラカキユア海より食料
を來んと欲し夜第一時より船を北に去りたるに四時
モウナロア山は丑^ヌの南隅ハ丑の方に見え霧

冷く全寄を見すと之を船より北距僅十里は過中八時
風北に向て弱くカラカキユアに到着不便あり是は於て予
より少く風順ありてはカラカキユアに到着も又時日を
費すへしカキツカには必す六月北中旬比は必着きと欲す
なまに今より直にカキツカに向んと欲すトクトル、エスヘルグ
を以て船夫等の意恙無きかを詮察せしめしに船夫の内
より少く敗血病の徴あり者ありとなまに此等より少く志
らば今カキツカ港より新鮮の食料を多く備へん

ハ何と云ふ予カキツカ北着を志すハ今年北内モリウ風
使れり時より長寄りよまをむんと欲して船夫等
北病にん山於てハ尤も緊要此事に於ては船令時を費す
ともは新鮮の食料を求むしと諸士を餓定しそす不
にむて好き食料を多く備へし蓋既ニ五月以来船中
我等の食も船夫等と同じき物より外に得ざりしなり
諸士等も此より新鮮の食を得て其を悦せりなり
甲小舟リシヤヌイは予よりも期限の有無を以て我より

先子カテカキニア港に寄夫より一ノシセウに趣人を改テカテ
カキニア子に居る也

夕六時ヲワイシの南陽我船の北東八十七度モウナロア山
の東側北東五十二度より此兩處ハシロツヘルの島は緯
十八度五分経百五十六度二十分を我船より離る
此表より多也七時東風吹起り此より子ワ船とお別
進るハ南西に向て船を寄る事ハ船の緯十七度の距等
圖を經百五分度より此と欲して何者なるハ

二十度或二十一度の處よりハ十六度十七度の距等圓此海上
よりハサートイン下名此能以ら故あり此針海子七百七十
九年

甲比母ケレルケ此針海と及彼々サントイク諸島より
支那の島の針路の中間に在る是等此を第一の島
見ざる事も可なりと云種云云
甲比母ケレルケ此針海は二十度の距等圓より經
百七十九度二十分より此サントイクより支那の島は

十三度の距離を測りてマリアン子午島 盗島 にせし

六月十日我船正午北緯十七度五十九分四秒西經
百廿五度〇〇三秒とす此より昨夜の時の風潮北
より十五里西より八里船を流ししを知り此風を次の日も吹
き寄るに緯十六度五十分経百廿六度十六分より
月輪の測兩行を以て此日の正午北測と比量し一經百
五十七度五十八分とす一二八號時計は從前百五十八
度〇〇なりホル子北測と予の測と密合すヲワイニ島諸

隅の經度と此を比考し我等の時計斗の修正を爲しぬ
各器の差我等の之を修正し一二八號は「シントカウリナ」
トす即ち如くは濃を即二十四秒一八五六號八秒秒を
多とす即二十七秒正北加は同一「シロシタム」は二秒を少
とす即十五秒なり等かく時計斗北差を正ししるも亦
唯其をき所を云而已りて其後數日此間を差の同
位に在を以て其實を定へしとす六月十二日より
十八日まで六日の間天氣晴朗なりり亦きは月輪の

測を存して経度の考を従ふを得たりし
此測より利を得る初め四日の間ハ時斗の経總て
四十九秒在差とす所の西日六分十一秒の西差を
現守廿六日の終を以て平均をせば東差ハ五分過
を西日ハ僅々二分而已ホレ此比考と云相付し
サニイク諸島に於ての時斗北行を起すべし此差
誤ハ甚僅なるを知ぬ今此三器の時斗北行速るは
唯二秒時のに我等此候ハ為し月報の測ハ大抵差

何るを顯したるハ是其氣候ハ大抵喜阿ラ因て來
る不とす今我等の諸測量を以て折中一二八號は列
島の南陽より西徑百五十五度十九分十六秒とす
及ハ三ウ心 实例ハ百五十五度十七分三十秒とす
第六月十五日我船緯十七度経百六十九度三十分小在て
鷲崎島の群をかく 船の周圍に飛回るを見たり是此を
ハ國土を數見すへき 微とす其夜清朗とす我等
意を用て不々を眺望せし見事とす此も夜中

遠く宗過ぬやうに必世を島嶼の礁石の彼方の
 集る所も何やと意を注ぎ何うに夜明けも多し此島此
 島を見らるる書年の比より及ていふ何所より飛去るを
 未だうらラベロウセ子七百八十六年 天明と子七百九
 十六年 寛政 知ハ二十二度の距離圏約ハ十八度の距離
 圏ハ航 サントイク 諸島の西ハ三ツ山巖礁の島を見
 たら其船の海に危く何りしと予是處ハ船夫等ハ全
 一早く之を見出し人者ハ常の賞よりハ倍して之を償

ふーとむしと船夫等を属しとる

子ハ船の西に利加より支那に往し約子八百零五年
 文化二年北事ありし西経百七十三度三十分四十五
 秒北緯二十六度零二分四十八秒より甚危き砂
 海に過らるとれ幸

第六月十八日我船緯十七度二分経百七十六度四十六
 分より針路を北よりして緯十九度五分経百八度〇〇
 分より交の方を走ら此日甲比母ケレル北針路を過す

直下之を獲て多く雪をりたり 予サントイク諸島より
カ弁ツカに航するに務て彼の針路は遠かりて百里あり
百二十里の距てありとも也我船夫より北より風出を
一易かりし此處より天氣甚好くハサート風堪す吹
て船の走り一時は七コイゼンより少かり且海上全く平
らして船を盪漾するに浪あり 甲比母キンクは此甚
浪を憂たりと氣候は甚次よりテルモノテル北水銀
二十一度より升る所 大内高度ハ十三度ハ十四度と

テルモノテルを毎日二十度と確り羅針北より下差
はサントイク島を出てより續て高を培へ緯二十度経
百半度よりハ最ると知る東西差は十三度二十分の比
東差あり但此より急漸にカ弁ツカに向ふに従ひ其度減
して終にカ弁ツカに着てはサントイク諸島に在り如く
四度四十六分北東差と算
第六月二十二日の昼午ハ大内高度殆九十度其之を
測るに難かり也ホル子日既頭正午の實時を以算トあり

以て正午の高度を瞬時に測り此高度を緯度を測り海上舟道通の筈と二分時は相合し我等船に已前より測算を緯との差を見し也此日夏を餘を西緯百廿一度五十六分の處まで渡り過るる二日の間の風を遙は其日の内数時は海上より少く動なく実より平船の鏡の如く北東海に於てより外に我等ありて見ざる可鏡之ホルル此風は水性の波をなるとし小舟は安んじシキスのテルモノ一テルを百二十五尋の深さに入ふ十三度ニ至り陸は水面

よて二十度五也即ち七度二也一差とすハシスの器を以て五尋の器に五尋ありて十七度三十分一十五尋ありて十九度七十分故に此緯に於ては二十五尋の深さ一尋を違ふ五尋ありて二十度二又百二十五尋ありて十度ニシテハシエルなる也此風の海に於ては東風吹て好晴の天気を緯百廿七度の處より北より北東北に吹て風は急風始南北吹り南と吹る

第六月十八日緯二十九度三分経は月離の側より百八
十五度十五分とす一二八號の百八度〇〇とすは此を
時計乃西差四十九分の多し及上次日よりは四十三分三
十秒の差とす諸測より其中数を四十四分四十二秒とす
緯三十二度乃度より定まるる諸測より氣を南
西の動風の時逆風を交え船の帆乃右吹
波の然る事之故取除くも是れ其の儀なり
今此の又風より自ら山舟を下りて水性を絶する

第六月二十日緯三十四度二分経一秘西経百九十九度七分
半五秒とす我船三日北間の潮を北の方より三十七里を
渡りて地を絶すは第六月二十九日始りて前の潮は十
三分南なりは里北島乃東に我等の島の外は利
阿事なり次日緯三十四度五分時計を月離の測
に改修し西経百九十九度三分とす
予の魯西差を出生する時より「カライフ」「ロシリフ」
予の告て昔年伊那巴那西人及和蘭人の徳尋

中地の山々を懐かしむる者も、馳査せん事を遣り
此方の事ハ蓋古人の作る物語に類せしむ

日本人の地志ハ江戸海灣北東に岩殿に同國より二
島あり或見を憐くハ此島を以て此物語の地とす

その形も状

伊新紀伊五人ハ日本の南に一島ありて金銀に富
を以て千六百十年と千六百十年 慶安五年 アカヒ
ル此一船を日知り向て出づ甚島に據ると欲せしむ

も其謂ハ所北島茂見と 和名人も其島の金銀多

と云ふ 翻さき甲以丹マツチアスクワート 二艘の船を

以て之を尋し是ハ伊新紀伊五人と云ふ功外も

千六百四十三年 寛永二十 甲以丹テフル大ハカストリコ船

を以て千七百八十七年 安永六年 スベロウセも其ハ此島を

尋ねて功外と但テハロウセも然レ此島を尋ねし母

此人とすエークハユナラスカサリサントイク島に航し

千七百七十九年 安永八年 ケレルケのサントイク島よりカサ

己亥

ツカに航せしも昔は北極星を見し北航なり又ダキ
シキ及ハンノウヘル等も總て此を明子爲す凡そ八甲以丹
クワーストの航せし距離^〇何れを知りずと之を以てハ
テフリトス北航^〇なり同くハテフリトス北航^〇は
三十七度三十分をケーンイク北航^〇四十二度より
百七十度よりハテフリトス北航^〇は同く緯度より把理斯の東
徑百六十五度五十分より百七十九度三十分より即十三
度四十一分の間也

平かく諸先達北航せし事を之も勝りて發明せん
事ハ乃ち之より北航^〇を以て^殊北航^〇と爲し使れし
然る又東地誌家航海家ハ船の所^〇の北航^〇を意外
に置へき北航^〇す^〇北航^〇東航^〇船を以て他島を
東西何の距離^〇より北航^〇三十七度緯
より北航^〇より東航^〇船を西より北航^〇に^殊北航^〇
吹暮り船より及て暴風とあり「ハラムステチ
」を取入て「セルセイレン」母船を走し「北航^〇六時より

少く減したまは漸く南に廻り天氣ハ昨日の如く霧
深し市島少く加りて霧もてハ彼島見出す處迄も
北を西に向ふ針路にもや 我為るは宜くか所船ハ
八時ハ我針路を北に向ふハ是三十六度の距離を二
十時中ハ三度半西き之程少く航路を晴朗と爲り
ハ此所ハ既我針路を變て後なるハ天氣の變りたまハ
風ハ之變て之と及ぶ果して屋岸より南西より吹而後
ハ屋岸間より吹て我北に向ふと妨く海上ハ雨霧多ク

眺屋を障り島波を散見せしきやハ緯三十九度より
カサツカ此濱よむりて我等ハ殆ど霧中ハ此に走り
也又此緯度ヲ於て是常に西風多ク西より我等舟行ハ
此より一ノ航路系勝りしと云
第七月五日の夜ハ大なる霧を見たり予直子小舟を下
て之を捕し免んとす小舟の色くと彼ハ水中に今
捕へ得きりしハ此時北緯 三十八度 三十二分西經百九
十四度三十分ハ在り七百八十八年 天明ハ マアンヌモ

緯三十八度十七分 経百九十四度五十分の處あり大
なる島を見ざるを記せり然るも我等ハ彼メアレスの叢見セ
土地を見ず風を散らばり霧深く雨成催ししは第七月
七日緯四十二度三十四分 経百九十七度〇〇分至て白鷗及大
黒き鳥を見らる是を土地の色かまきとす且風ハ南西より
北東より吹送りとて大海に浪打り平なり是も土地の色
阿ら右ふんと然るも唯霧の掩ふるは土地を見む
可しとありし

第七月十日緯四十七度二十分の所まで風甚劇しく是
スセインの段合を重ぬる布迄翌日昼午ハ緯四十九度
十七分 経ハ時計ハ從ハ百九十九度五十分とす是實
に土地ハ甚をくとす其言ハ白鷗鴨群雲在此
一種灰白色より北西より黄緑色の白き大鳥の「
ハトス」に似たる者等を多く見たり
第七月十三日朝八時橋より土地を見ずるも至美
間より戊午間より一里を我船より九十里或ハ五十五

里を距り其地の経緯度を推し應にホウヲコト
イ岬船之ー諸厄利西人地島カシア岬と名く是
所り之をさる用と違ハ霧を掩ひ是のありタハ
時又之を見らふホツラロトイ岬の緯を南進す即
北緯五十二度二十一分なり是カ弁ツカ濱の高等
ヲ我船分其のじよ西ふ當りこころ也

相立岬北に當り多山の地を見ら其方置を考ふ
辛ビونسコイイスの地方折へー此岬カカ弁ツカ



海濱也其載る甚速えり而して千八百零二年享和
二年ハケルスビュルグに出す所の地島カシ「シキビونسコイ
イ」は北緯五十二度五十六分 東經百七十
七度 三十八分「ケレ」イタ西經二百度零七分といひ又
アトシテールサリツユフ「人」北島は北緯五十三度二分
西經二百度十五分とす「ユーク」の第三度の航路は北
緯五十三度十分西經百九十三度五十分とす然し
甲比丹キンク北カマツカ航路は北緯五十三度五分

岬を南より置く即ユリタ北の第三航海紀の第四編
三百十葉のキング北流を附す即ガレア岬の「シキヒエ
ンスコイラス北緯五十二度二十一分西経二百零一度
十二分とす」三百十葉のアリツカ湾に北緯五十二
度五十一分西経二百零一度十二分とす三百十葉に
從へ「シキヒエンスマイノス北緯五十三度十六分西経百
九十九度二十六分アワツカ湾には北緯五十三度十六
分西経百九十九度十五分とす」此連ハ心く鐘刻の

誤傳歟ん我等北流にシキヒエンスコイノスは緯五
十三度零六分経二百度十分とす
此日鐘日風止夕に及て南風來り船を彼濱^濱をぐる
右陽北西に傾比は五の山嶺をカムサカ^カの濱に於て
明す是ハ甲比丹キレ北島に詳載可る是亦中
ハ風又止船四時流風起り船を濱に寄す漸く西に
間の風を船を晝十一時にアワツカ濱に入一時にシトへ
テルエンハウル港を去り是ヨワイヒ島を去り三十五日を経

ブラシリールを去て五月半を過て此地に到る所
此時船中一人北病者あり八日を過て其令
快復を了す

奉使日本紀行

青地 盈 譯
高橋 景保 校

第十一篇 カムサツカ 遼東 日本 に向

我等へテルハウル港 カムサツカ 北海港 に着して

カムサツカ 名 ヲセツツフに在り 彼ハ此より 七百ウエスト 一ウエスト

十所にあり 北古我 を隔て下カムサツカに居るは 使を以て

其弟を信少もは少くも四週 七を一週と 候へ

細字ニ此へトロハウロイスコの官司 マヨニル 名 タルフス

コイ厚く我等を待て候節 レに彼の館の別室
 をかゝ居しめ我船夫等も新蒸餅を興へ船へ丸
 日毎に鮮魚を預りぬ我等己に五箇月半の海路
 を経て新鮮の土産物之にかゝるも厚く彼の志を
 感しぬ等も船中此誌戒備を解き休め誌物を陸
 に阿は船を濱より五十尋許の處にせし船具帆等
 を船にコソスタフト 保祐俄羅約 帝都の 積束を構
 築此指材を水揚し 西海船の帆の 其内積六子 ピニテ 四貫目乃二万四
諸材

千貫 目 あら成揚るは時を費えんを忍びて船は遺し
 置ぬ是等々意此より長寄に往きは北東のモウソン
風の急暴中に音 乃吹きしむる者を直すとすは是
之聲吹風を不 とも十四日以内に出帆さんと急きて取れま
 船是れ此港の 逗留四十日を過へきにたりぬ其角
 二十日斗は船の修理等に事多かりし其後亦
 出帆の日も定まりし終るその暇に彼強をもそく
 陸に阿け其後輕荷 船底 を積入又日本夜

家へ進物の品は北内錢細六海上を経て 如何なり
や使節自ら改め見ざる為は是も陸揚ぬ彼輕荷
を運ぶるは往時ヒルリクウ此港をて沈めスラツロ
イ船に用ゐる小舟二艘を乗免そ水を積入
子八百四年 文化元年 甲子 八月十日我總官世変来未
きり 其筭と 甲比丹 へラトロウメ並歩卒六十
人を將て来りぬ「サノツフ」の望子由て歩卒を引
来り居之其後八日を待て 我船の出帆の日を 議定

此頃ハ少し快く成ぬ 諸官正へニルツ之を察して 醫療 療
此姑ねまも世変に遺し 並座しと之り 亦も其病の再重
至日中に到ん 須病變何人も計り難く 思ひ世造し
置んとせし 彼意を決して 自ら海を心 縦ひ船中此同伴
とたふし 船中を死する中 世変より 獨國に返るに勝
せり 且我病を 精烈の飲料を 食了たるより 起るに
向後之を 悔む 慮られ 是非も 存し 船を 置出
候ひし 故を 意に 任じし 船中 障り 候 全快 候 本

國に降参す也

第八月九日

九日と云者誤之歟
八廿九日なりん

即我々は船の用意全く調

定三十日にテルハウル港を出てアツカ湾北水場より

半里河を過り碇す次日總官諸官と在り船より來り

しは我等之を管應しより是總官の恩を謝

する礼利

第九月五日より至るまで

天氣晴す霧雨降り續き南風

又ハ東南風又ハ東風と變り次一時の内は風南と東と

吹替り船中鬱々として此處滞留せし事總官より一更

を速^運漕船より高モコサツケ野平北野二匹馬六匹を送

らば冬中に食料とにへしとなり此ハ總官の亦畜

しめて其畜を辱しそ我等は納むるべし又別に

官府の料とすも年三匹と其家の牛二匹を合^合を納むる

ぬ牛名カムサカ地方より之は其れ甚貴し一頭も

いへる如くテルハウル港より上カムサカまでハ四百ウル

スト我百^百下カムサカまでハ七百ケユルスト我百^百

一里餘

一里餘

北道程之無^レ被^レ性吉を僅二十日の間に此^レ取^レあらしむ
事 其連^レ行^レ路^レ又 船官の事は 烟煉^レセ^レ感^レ
多^レり且使命^レ去^レ船^レ子^レ備^レふ^レき 亦^レ遠^レ交^レと^レふ^レも^レ力^レ
乃^レ不^レ極^レハ何^レも^レ與^レ由^レへ^レ必^レ運^レ送^レの^レ容^レ易^レ行^レき^レと^レ將^レに
糧^レ料^レ北^レ備^レを^レ缺^レ乏^レし^レ且^レ其^レ後^レも^レ不^レ屬^レ吏^レシ^レノ^レソ^レフ^レを^レ
船^レの^レ糧^レ料^レ數^レ亦^レを^レ送^レり^レきた^レり

出帆前^レ子^レカ^レム^レサ^レツ^レカ^レを^レ使^レし^レ食^レ料^レハ^レ總^レて^レ半^レ七^レ尺^レ下^レ刻
サ^レツ^レカ^レ產^レの^レ乾^レ魚^レ陰^レ魚^レ數^レ十^レ桶^レ上^レカ^レ弁^レ子^レ產^レの^レ蔬^レ菜^レ

並^レ子^レア^レイ^レハ^レカ^レ 蒜^レの^レ 額 三^レ桶^レ世^レ亦^レハ^レカ^レム^レサ^レツ^レカ^レ にて^レウ^レシ^レム^レカ
と^レ名^レけ^レ敗^レ血^レ病 船^レ中^レ子^レ亦^レ 頗^レふ^レ病^レ名 此^レ良^レ菜^レ也^レ 酸^レ味^レの^レ蔬^レ菜
に^レ代^レ用^レし^レ又^レ世^レを^レ泡^レ出^レし^レ飲^レ料^レ子^レ製^レす^レ處^レに^レ地^レ諸^レ獸
同^レ等^レ之^レ我^レ等 カ^レム^レサ^レツ^レカ^レに^レ着^レす^レる^レ前^レ子^レ船^レ中^レ魚^レ外
は^レ肉^レ類^レあり^レし^レ 着^レ後^レカ^レレ^レン^レテ^レレ^レン 獸^レアル^レカ^レツ 山羊^レ一^レ種
等^レ此^レ良^レ味^レの^レ肉^レを^レ得^レり^レ 是^レ不^レ德^レ官^レの^レ惠^レも^レし^レ 畢竟
我^レ等^レ今^レ度^レ世^レ子^レ來^レり^レに^レ由^レて^レカ^レ弁^レ子^レ中^レを^レ勤^レり^レ之^レ
第^レ九^レ月^レ六^レ日^レハ^レ西^レ北^レ風^レと^レ兼^レ帆^レを^レ張^レん^レと^レす^レ時^レ船^レ官^レ小^レ舟^レ

出帆を祝する。帆を張る候より其陸の若
 手磯を鳴す。十三等して出帆を祝へり。船より同敷
 此磯を鳴しておきたる。但此時風徐くして潮の流
 と小舟二艘は幸甚と漸く糸を引く。昨年同に身泊り
 するは山を渡す。アツカ湾の瀬戸口深七尋あり
 變り磯守午後風を傍に東南に向ひを踏む。舟來り
 りり二人の船士をして瀬戸の岨を濱乃深を測じし
 甲比丹コークウアワツカ湾の深を測し。此境する三度

北港の金糸を作らぬ

廿七日北朝より徐々風出、真吹は北朝の風、舟に
 船を海峡より出、第九時辰は己酉海峡を背
 後ハ見せし、舟出より初ハ東南風吹、南差南東風
 又南差東風と東南風劇しく湧起りて舟の走を解か
 しむ。但風を治りて霧雨交り降る。晴す第九時辰
 にスタリツエフと云小島自注此島此島に在りを船より西
 北方此半度此半度此島の度敷に見瀬戸の岨より北

より西二十度を見たり 其後 右務綱となりて午時より
全見寸毎ぬ世夕第六時よりホウロトノイ岬 保按カムサガ
東岸北岬
を北差西の間に見たり 然るも世も 綱を務めて只一瞬
間見たり 吹中風強く 涛高く 曉より 風を弱くたき
よも 涛の音さハ 昨夜の如し 是れ時節ハ おくきぬめり
をて 連日 日本 東南 浪より 起ると 思量して 甲比丹
セルケ 北針路とコレ 針路の間を 航せんと 定めり 是
はコレ 北針路 北緯 三十六度 経度 二百十四度 北東に

て 横より 通り 通して 日本 海濱より 往く 船きなり

ペテルハウル 港 逗留 中も 不気 霧雨 吹き 集り 氣を 出帆
北 港も 亦 霧き 已に 十日 船も 日光 を 見に 船中 の 衣被を
乾く 時 ありき 十日 北 船の 大 面 船も 車 凡 船も 逗留 海
廻り 数年 後 第五 時 時 在 劇 変 大 涛 高く 起り 夜半に
及て 少く 静 息 したき 聖 船 近も あら 止 然 响 午 北 以 り
漸く 静 息 ぬ 又 次 北 風 起り 吹 霧 しく 東 あり 来る
涛 の 音 しく して 是れ の 帆 を 張て 風 正 走り 得 寸 又 亦

の颯を船子漏孔出来ぬ入るれ純正之を吸出さむ
此船はカムサツカに事念を入りて打せしむるの
漏孔ハ銅板の下なるも是れ後長寄を船子に
果しと然る皆海上より来る鯨を見又徳島移り
飛廻其中には死に傍り船より集り船夫より之
を捕へるもありし甲泊舟コトも昔北緯四十五
度の上より我よりいさく陸より取りて交りて徳島
北多々集りて見えてケリル候島より之を奪りてと

カムサツカを出て後颯風から制天氣多々強し此颯
にて船中此生半三疋ありし温揺の左けしきに弱
て濃サ鉢生山へくもくえたりき

十日の午三時大陽照り之を測るふ其方の北緯三十九
度五十七分二十九秒時辰候より往方を測りたる
零八度七分三十秒 注 盛諸厄里西都府口上の測量所此
地ケレニイタリ西に距る此方なり
テルモメニル此候ハその前ハ僅八九度の温ありし今
已に十五六度と相きり此方の氣候此大に強きを

度一十六日北夜羅盤の差を二次驗し、一度七
 と二度三十分を得て平均して一度四十分二十
 秒の北東傾差有り、此所船を北緯三十八度四十
 分経度二百の九度二十分を在然も船の盪揺
 不可劇めて、羅盤の傾を精密に記し難し
 ホル子ル 名北洲は北緯四十八度三十分経度二百
 一度四十分北東あり、羅盤の差十九度三十分を記し
 べし

又雨降東北風を添高し、此所は我船は順風を船

北行あり八九十へ、
盈柄海上里敷を唱言の倍之二所より
或コイペンを走ると此別敷あり
一マラーフは我方十四丁半高八九コイペン
船の走りと風の強きより船の水の入と一時毎
或ハすより或一尺に或る但風降弱より多計ハ
水四五寸を過り此より申て漏孔は必船の首部に
在へき或察せし
把理斯 和蘭呼云把勒乙斯
ハニイス

元。この北海圖北緯三十七度把理斯の拂郎島北緯

百四十三度 三十分 ケーリーク北西二百十四度 二十分
北堂ノ名島四又ホルカノ 景林薩摩南と名島北緯
三十五度 經度二百十四度の島を置て南より

島一列記す又ロルトアンソンの伊都把泥並
北カバタンゴ北島ノ名島代 アンソンの紀行
背三百八十五葉ノ載七千七十六號の島と千六十
四號北島と記す其島ノ從子千七一六號島北緯
三十五度 四十五分 二十トヘルナルデ、北東十九度

ケリーク北西二百十六度 三十分 千六百四號島
は同子午線北三十五度とす ホルカ北島は北二度
北南三十四度 十五分に置又三十三度 南より東二度
南より二十度 又エリス島とハイロ礁と云記す
スミト人此等諸島より考證なかりしと見えず海軍
に載せん アンソンの島ハ此以拂島國の島子士の按
正さる新圖あり 甲比丹とキンス北針航を考く
日本海濱を經て前の諸島の北を通り航し甲

比丹元子トは支那より西墨利加^ナ往て^{千七百}
即寛政元年己酉^{十九年}此諸島の南を通航す也コレはコル子ト
を晴日に之を過し^ル此諸島を能く航す事
今北航海は此諸島の測量をなさんと欲し^ル地界の
位置より従て針路を此諸島の中^央より彼を北
四島北行^ルホルカ北島より六六四號島南行^ル
小ホルカ北島をも測り^テ但千七一六號島^船
より七十五里許も^離道一^行より見とを得也

十八日の夕五時半^{七半}に西^島島を^見る^船
八緯三十六度^經二百十三度四十五分北よりして
暫時を^出て小島の形北^{より}見えて分明なる^所
その島^形より^方に^北七^時半^を^出た^所
の^晴く^成て^地方^をと^るに^終つ^たが^前の^針路^南西^の向^に
此夜晴朗^{なる}は^舟の^時に^月と^河鼓^第二^星の^距を^測
にナル子ル北^緯二百十四度三十分三十分秒を得^る
は一二八號の時^刻より二百十三度五十七分四十五

妙を得たり又一瞬間より二百十三度五十五分半の
 船の盪揺揺不似甚しきに此測量の適合すかく此と又
 次の夜も測量し船中此時観の先誤れきを比較し
 時氣の斐連外はテルモナル今十九度より二十度
 此間とナンドイ島よりカ弁方に往し時ハ斐此半
 此と同一緯度より十七度の温とい北緯三十度
 此を以て其温二十一度より過す第六月七月に温
 の度かく少し北地食ハ歐羅巴よりハ大陽の温氣

を遅く其ありもの如く欲

カサカサ出より大洋を不似東北或東より起り
 海は盪揺を以て九月二十日北緯三十四度
 二十分程度二百十五度二十九分四十五秒此當り
 始めて波の静る海を尼只東南北吹風ある而
 是東南の方に國をあらへと思はれざる不似此
 又如そ多く魚の飛躍ドルヘイ子魚及鴈鴨等
 見たり世々ハ北方には暑く地方に近きに非し

ハ元々ものなり 羅盤乃差ハ十八日十九日の路丹
同く其居一度の外に出す 其変云少し世由
て海河の時の常法乃減より外ありざるを知る

阿桑陀人千六百四十二年 寛永二十七年 航海ノ見おき

ソイテルエイト 南島の東郡 小笠原島 是ハツウイシヲ 島の南にあり

風烈しく空晴く雨降る望を運きたるコルツトの針路
ハ正しく其島の西より西にハ其経緯度を詳しき

明く此人はコルク北教育を航海學士として

千七百九十一年 寛政二年 千七百九十一年 寛政三年

に北海ノ航路ノ事と其起行を刊せられたるは航
海家の遺稿と云 彼ノ航海ノ針路はアロウスト北

海島子と云 又其作事の子を百九十二年四年 寛

政五年 航海紀書の序より前年の紀行も次いで等
上之より今あり之を云ふは千七百九十一年彼ノ

日航海ノ航路ノ記録ハコウエル君を主としてロルド

コカルト子イ 使節 支那 王送了 ケンセ 保格支那と
海即渤海也 七一七は黃海の義蓋 黃河此海に柱くと
てわく呼ぶなる此種も東方をわくを未定焉に在り 記載す
年一 易中此等の著述をせ 彼國人多
此五年年中を 諸航海の勅もあはさるるごとく
経東の諸海を 叢的する者 時の方をも傳いさる
理あるを 不備 厄利世の政もあはれてコル子ツ
トとフロウレの日本航海の事も別と秘すこと者
て之をせし出さる 欽 フロウトン此航海の諸叢明全使

此時れども 己七七年を経て 其能行を是に
自註フロウトンの紀行の子八百零八年に刊行せり 彼と同行
す此航海も出で後あるはありわく 記
と一 ハンコウヘル 地理叢書 術に要するに著述向
星組彼の船を損せし 其日 記是書を失ふは
損ありし フロウトンの船を損したる 恐はフロウトン
トの法も北緯二千五度ケレーニイク北東百三十
五度 甲子何年
此後ハ列國ノ空海情勢も 慎之は 針路を南緯

志のうり日本海の舊國はカレシホイキ「ケムル」ラル
 一乃島阿も八丈島を北緯三十一度四十分を記す
 フロウスミトの島をうは南一度三十分を記す
 「カッロウ」トへは「クシヒ」の島を記すは八丈島
 を三十一度三十分を記す
 二夜 三十分を記す
 自注 フロウトの島は八丈島を
 三十三度三十分を記す
 翌朝に東北風少く静に南風南西に向吹て天
 色尚あしく第八時辰に風忽変り東北に向吹て烈

及大雨して風向を西南より東北に向ひ又八時時ハ
 静まり又吹か海面上は蝶藻又海藻の類流る
 是は國土のまじり也又あまユイル 鶴船縁を流
 来りチレンウス 名之を思ふまじりかくの如くは氣
 船の進み甚遅しハロウナーレの候ハ三十九分四六
 聖阿ノ前上比其まは高しと云ふル子に僅半正
 を測るに三十一度三十分を記す
 籌法と云す是程車を斗るに廿二時 一晝
 夜

中に百廿一里試行したる海國と稱するはチーメニスタ
 ラートの北半度許と云ふやうに針路を北に向ふて所
 チーメニスタラート北半度を航し國主を見しと云ふ
 チーメニスタラートはアロウズミト北海國は琉球と九州の
 タナラジマ北間と稱し、拂郎志國の刊行せる圖は九州
 と琉球の同とす。地誌家北緯度
 と符合せり。猶も拂郎志人も諸尼利亞人も此等
 フートの位置を詳しきる。予長峯を列し時福和

にありし阿基陀船の甲比丹 ニユスケナールウ話す
 此スタラートは十七百年代に バタビア 一作北哇又
謂シヤ カクウ とうと備は航する。船風は西より吹きて
 漂流しその船の甲比丹をチーメニスタと云ふ。故にスタ
 ラートの名と云ふ也。此ニユスケナールは予と航して
 彼書の名を記し、とうと備に船しと云ふ。日本
 人の猶も之を云へうと云ふ。昔に海國
 らい等に大なる意ありしがん

第九月二十三日北緯三十一度十三分経度二百三十一度
 北緯より羅盤の差を測りて北緯の傾一度零二分
 方翌朝ハ零二分北北西の傾なり其夕北緯二十
 七度二十分経度二百三十五度の変りて二度四十
 分北北東傾なり此三點を平均せしめ我々の過
 去北緯三十一度十五分経度二百三十二度二十分の
 變りなり

二十四日はカサツカを以て己後の晴調子と予とホル

子と其子此良辰を以て過是の後に其時規
 此點を以て一ヶ月と空の距離を測るに曉等
 五時半前に測ると二次此を午正の測り算して
 経度二百三十三度二十分を得る又月と太陽の距
 ちを測ると七次その其最大差は四分四十五秒
 なり此も午正の改算して二百三十三度二十八分
 を得一二八分のコロヌーの時規とペニンストン此
 時規とは此日分秒の差約二二日二十三度十六分と

得る一八五二號の山崎想は二百二十三度三十分四十五秒を得る月と太陽の距離を平均し翌日の測一二八號の時想は只二分の差あるに於ての事とて想の度分秒合とてを記知るる日をわ日本海濱と見ぬべき頃なりとある所より小樽陸高と飛鳥海藻樹枝等より波を漂ふをみるに國土のまを隔さるるをみる

八月九日朝等午時辰に日本海濱を北西の方に

見出さる此月の距を測るは所りとて一八號の時想は數分の差ありの事予針路を北西に向き西南の徐風あり午正を名セキスタント名測票の以て測るは度三十三度零五分三十分一八秒時想北緯度二百二十三度三十分十五秒を得るは羅盤の方位北の西二十八度は南を數ふ高あり高岬を以て船とて凡二十分を隔り六分四時申の以風強なる其地を近法くは宜しとあるは日巳より西に其地を距

此に向く天日雲て其地を見失ふのこなるに里尾
利直此此外をも名ると能く凡北東風烈しく雨あふ
予の船望快き所を新に卒出の船其地を
浪と觸んも舟あふ此等病針路を西差南西
船を以て戸に動り風あふ烈しく雨あふ之
もて翌朝まて船を風下と案下とと試後ま
船中に風軽治り大颯なり船を東の方を流
るも風面空帆をさしけ強くして東の方を流

置者より尔後風弱り南東に吹向ひ曉まで夜晴
り其在船を地方に向りに南東より起る清き
心のマール此度頗り降り天風の起るに概と云
但午頃は測量を得る緯度五十六度五十分経度
二百三十七度四十分を得り船より南差南東より大
風起り又雨あふ彼地方の瀆をえんと得す
等午一時 船を西に向り夫より南に向
船は増るる物を漲り風を任を去んとす

南東より高浪天と大波湧起り太陽の先は色も光
え南東より道に雲起り風強烈しく多一時午後
五在帆柱の根も銀帆裂網切りになり船吏等
力を極て御も帆の帆を收め得ず其風の猛烈に
因難へまもたてなり一事もかまて支那日本の海に
流下烈しく颶風ありと聞。思ふよりも行く
おまぬしき言浪は速きやれん雲も画したとえ
みまふき能なりきかくの如くは舟め何やしてん

船帆と望遠へきやうれ船も急流に乗りて碇
擲つぬりも櫓も櫓の折挫ることを待たぬ也
このウトレルの度非常になり一々五時中時半
盗擄のそけいよに其水張目故早よりちりぬは
てんくはに製ぬそて前い二千七百ふむをあげし
く振動も中夜の上りよ舟降すまると四五分あり
それ其思を降して二千七百ふむありとせん振動
ぬくは適より千七百ふむをあげし減す下如事

時より復命のみく响年まで二十九年三分と計る
 此等五時より二時と四時の一低なりき妙由て是
 一猛暴東颶風 アンチレン諸島の空をたそへ程烈
 烈事何れとて其時存ハロウメーレルの度如何なる
 千七百七十一年 明和 八月 十二日 人名がテコラ
 し七島をさそへてきたる 颶風存ハロウメーレル二十五度
 七ロトイム 拂部島 有りしと云ふよりハ三分半低かりし
 此より由て此島の颶風を 千七十年に降りしと云は修し

此颶風も船橋の折る迄ハ先かして是とも外に
 へき存 東差南東風を船を吹送る也且其嶺崖を
 去るの方向をさし今十二時をるれを崖に吹つる
 風なりし烈風をハ船夫の力も救ふべき程あり
 只是此を思ふゆゑに夕等ハ時を計るを風西
 差南西に計るも始めて其危を免れしと云ふ然も風
 強きて船の後より湧きおかけ船の底をさうりおへて船
 中北水高ニ尺ハ及ぶ國書等の水は壞れんを恐る

て今之をわたり、^所時^に幸に止まらば此時
船の船帆を張る風は逆ひ^色を^ん幸に帆を
おこ張る^る風又烈しく^等十時子^敷を^漸風
勢止^まハ^早元^の波斗り^ても^もや烈^ある^も波^は
新^ひぬ^夜すの^波あ^るし^りあ^るた^きも^風よ^て程^強
く^もあ^るは^我等^の預^めあり^何も^船は^未
差^南未^すり^起る^津は^お敵^する^西南^西の^風は^お
彼^暴津^を連^はる^るに^換え^ん此^風は^おく^船の^為に

程^已あ^るは^未す^る危^難な^るへ^し船^の漏^れも^あり^七箇^は
葉^おき^ぬは^漏れ^の水^一時^七寸^{より}一^尺を^是に^増え
是^は帆^の内^に増^すも^一尺^三寸^{より}一^尺五^寸を^是に^増え
夜^時の^水を^汲り^ての^水は^おく^れぬ^も
お^五日^のい^きは^おく^れぬ^も美^日を^船の^取扱^はせ^らる^は
片^付綱^索を^修理^を風^はお^くれ^ぬ西^風を^おく^れぬ^帆の
鑑^ひぬ^も晦^早に^船を^北を^向け^夕等^六時^酒に^西差
北^西十五^里許^の距^り陸^地を^望む^船中^風は^静か^き
た

波の急なる所なりし船を稍東に漂せしむる 次日第
 九時 辰時 西に南て陸地を見し所く之に午後午
 頃には其距三十六里許と算その地の羅盤の方位
 北の西四十三度より 四十八度まで延び其緯三十度
 四十三分其經二百二十六度四十三分 三十抄と寸第
 二時未時は其距二十里許夕儀十時 戊子風
 強く船をまはりし 北東風吹けし 陸地を見し所く
 數に約る羅盤に北時三度零一分北北西也

其地の山多き丘陵 三四層も有りし其北東隅に
 岩ありき岬ありし予、ベリンク此國此名を取此
 地チユリコウ岬 保按日向國東 岸北岬を不 と名く其緯三十三度
 十四分十五抄其經二百二十一度十分三十抄と寸又
 を西差北西に海灣あり其東隅に高く聳ゆる岬
 あり岩の地は屬あるものを見し此をコクラ子
 岬と名くコクラ子、諸厄利亞國の大船より此岩
 へ其船は三年間從事せし此岬の後、錐形

此山阿りて其處ハ言ク東ノ向ニ波避セリ是ハ
コゲラ子岬の通りニ峻山阿るとす此微よりコケラ子
岬ハ其緯二十一度五十分其徑二百二十八度三十
三分三十秒 是九州全島北方向ニ南面をニテコケラ
岬を其同向と見ゆ之をコケラ子岬の北濱ハ言ク南
ハ低ク其低き地ハ一言峰北頂平好者又其南
低き山三三日の雪傾く頃我等陸を去る十
五里許りて能之を眺望す其地 薩摩の方位北

北西十五度より南北西六十五度子延てそのあり
高岬ありて浪と云又西方小丸出る地北より
南にあり二十里許りて見る之を屋敷と云狭き海
此如く色とも多す不中を彼地と續きたるの
たより之を北隅ハ緯 三十一度四十八分南隅ハ三
十一度三十八分 經度ハ 二百二十八度三十分とす
夜第十時 晴 小東差北東北 強風来り 船を
南东より来り 暁第四時 雲 北差東の風起

是幸子船を陸向く風強くなり船を南に漂
き朝子及ても船於彼地方と疑はれ昨夕
西差南西より岬ハ船より北の西三十七度経
位にあり其山南東より谷を最も高く吊此を掃
郎茶西の地理家「アーン」と此名を取てアーン岬保
日向國南をえとと名く是世學士北教我輩より益多
フ岬を指す者も今より近地より彼の名を著すこと
多き故に是より名づる人此アーン岬ハ其緯三

十一度二十七分三十秒其經二百二十八度三十二分四
十五秒なり其瀕に西より他島と見ゆる山は遠
く南第九時辰時其北東側に大湾ありを先
アロウスト北海島と琉球島と種ヶ島を置るを
北海灣船へしと也自注近時刊行のアロウスト北南
海島は種ヶ島とリウキウ北間のチ
ーミスダラートを全く除き只タナラセを北緯
三十九度四十分東經百三十一度八分を記す此
西より地のやうにもを緯度より島と左に記し
地ハ琉球島と見ゆる長寄遠而中日本人の

言を聞てチー免スクウト北北子阿る地ハ琉球ニ非
也其薩摩北國なりとテア芒ニの地号も之を裁
する不然り是ノ於て予リ語りを知所系地通リ
ト就テ披索キリニホルカ島 保按薩摩南 北位置
海小島北内
其海濱ヲ^也つきるやめれ我 船の通移キ方哉
彼等よく志リて 自注第十頁 三日 於て我船を日人見舟てか
ハ日コ之を伺ハ長崎の上ヨリ告志シて各
也我船の通移と彼等
ハ委しく知居るなり 言へル琉球と名くら大島ハ日本
濱ニ近うんといふ事由を知る徳尾利 亞利の号も

チーを北北拂郎索利の号もチーとの南ハ琉球島を征すハ
皆非ずと唯北緯二十七度より大島を琉球と云ふと如
外あり又予今琉球をんといひ知ハ九州の南の郡サ
て此國如くを志すリ日本人又云琉球也隨分富
強の王國也日本玉ノ屬して其國朝の代りた
江戸ハ使節を奉り日本玉ニハ其島をサシ北彦ハ
屬して軍^事常ニは彼をり軍艦を都して 彦ハ後ハ
彼又支那帝を其主として 朝貢し彼和を

於此元其國人素弱中々平和を好む日本人より
見ても婦人の如く予此法に於て日本人の如く
琉球を版図せしむるや早より琉球を我何
里敷を解きたるやを詳しむる
自任日本通事にして琉球を其北距を問へ
とも一人も之を又日本人の作る地多し何れも琉
球を其海濱のを手に取らざるを明しむる政
巴人の始て日本國を地多し裁方ハその由りて
作ら所のみは後より其の形を新の是より琉球

島の代りりやクニマ或は夕子ガシマを記述此夕子
カシマは薩摩國嶺より二十五里ありハ二十里許り
在りチーメンスタウト北南側をあるもの
其處に數多此山島何れは是等其間を皆陸
地と接するものと云えその山島の間を通るハ難
く風も年々此山島を費すへ一且疑於念深き
日本人より俄羅部人その他邦の人より其長條

其土時

已時

にチーメン北口を依り十五里許りて

より外、其海濱より多く事を林守と関、卒尔
工船をよをも、此度の使節北降を命じんと
を思ひ、彼少島を思ふ事、八止て等上時航
路を、西差南に解して、その南東隅に向にアヒ
岬の北西度海灣北南西隅より一岬ありと
係按夫陽西内浦
大冢を指す 予本國航海の先達の名を取
て此をスカーフ岬と名く其緯三千一度十五分十
五秒其緯二百三十八度四十九分とす又北

北西二千六度と高き山あり予、是海濱より
中北番をとり、その例より、おれより、低き山二嶺
あり北緯三千一度四十分西經二百三十八度四十
八分とす此山を、係按日向午
北トと名く 岬と名く
此海灣の存在、我等を命じし事、クーフ岬と
その北東に向に岬、係按長田
奇形とす との間、廣千里長十
五里より下らむとす、海水の色、常、紅とす

見西とも深は百二十尋ありて 唐王製す

サマ北南東に航して其南西に島ありて島を言ふアリ

ウスミトの島ありゲーンニスタムト北南側より夕

ナラシマなる一長崎より其島北原名をヤクシマ

と云 評云クハシスルニ此航海流の國を著しタチカシマの

南西にヤクシマを記す彼は日布地島敷布を捨てて

其名阿多を以て 此島より 枝木を以て名を長崎人常に

此子往來ありたり長崎より船は其我を送

る者あり 楠樹の外は皆て島の産なりと云我等

初て此島を名し時ハ ロニランド 欧羅巴洲の海流の

ラニサトル島のとき 其樹抄を以て名を以て多くナ

ンシメタラトを多く 是の島の時此島を見報したるは

平なりて 樹林満ち好果之北より南に延長十八里

許廣きその三分一許ありその東西の岸より山湾

あり此子由てその島ニツク分るり如し其北緯緯

度三年度四十二分二十秒 緯度二百三十九度零

分半 南緯ハ其緯三年度二十七分零分也

晌午にサツマの南東隅作按大隅國觀音崎なりと船の西二十里許

に見て急ぎ之を測るは緯三十一度四分半秒経二百

二十八度四分半を測り 是後ヤコシマ北後より還り

南西より南を峻山砂地を見る其周りヤコシマより

大船の此島はコル子ツトの卫サシマとキカイシマ此間に

航する時は見えしと云自注エサシマとキカイシマはコル子ツトの海島はコシナクシ島と名くす口らす

上の島日本入云ヤコシマの南西は在多くの島ハチカシマと

予らと本地島もその名を託り其嶋の中尖を測りて緯

三十一度三十分経二百二十九度三十分とす

等二時未海を測りし七十五分して鹿庄色沙と

黒帯蕙の取河班飲欽とも貝殻あり風漸く稀し漸く

稀くとも浮石難事形板裂板等の船は流る

よろしむせおききりたりを若北の方陸より向て流る

ゆきとる等四時より風ハ北弱く船を航航ちり

南西の海より向てを測りて急ぎ山嶺を測り

見らばハ北カノ島ありと急ぎり橋上より望みハ

1. 是て之を捜索せしむる幸ありて日米人の訪高に名く
る原を測得たりし也此より記すは右五島の経
緯よりその星等の測量と其地の隅角を七十八
タンドまで測る所なり

ホルカノ
経二百二十九度四十分二十秒
緯三十分四十三分

セリホス
経二百二十九度一十分三十分
緯三十分四十分三十分

アホロス
経二百二十九度三十分
緯三十分四十分四十五分

シユリイ
経二百二十九度四十分三十分
緯三十分四十分三十分

シントカウメ
経二百二十九度五分四十分
緯三十分四十分十五分

朝霞七時 卯時 北南陽 保梅大陽國 佐田岬 を船北北

見ると其岬緯三十分度五分六分四十分五秒経二百二十九度
二十三分三十分秒と岬の山嶺純多なる也一と南延
てその岬又頂嶺と頂尖より二進何れも岬
岬を与つアコツと名く是我國の海軍總督より

北極規中の航一 曹隆亞の軍艦を晴る人まで
我國史に著し

サツマの南陽チツブゴフ岬を過て 一つの圓錐形北
高峯海濱に臨む所なり此島の星字を以て名を以
てホル子ル峯と名く 係拙薩摩國
用門は嶽あり 其緯三十三度九分
三十秒經二百零九度三十二分は是ホル子ル測る所なり
く彼精巧を用ふるに此山はホルカノ島と號して
ズニスラストの兩橋となす其北東に大湾を開

き北に入て深く通る所ありと見ゆととも是の
界ありて此湾チツブゴフ岬を其南東隅にホル
子ル峯を其北西隅とす 画多と記好景色也
その北西岸に名極の礁あり 其の中より弓北如き
形の礁兩基ありて尤著し 弓北を臨み北西諸島
山の西に山上に緑樹茂林の掩るホル子ル峯に此
の舌の如く海より集るごとく 此湾の西邊に「標字」
予針路を北西に定むるに彼舌端を越てホル子ル峯北北

例よ出るよ西海より小山ありて如平地と云元同理
林を繞らば瀆を離るると僅くして尖塔ありて其湾
口より数艘の舟之し海より峽地の埃深し陸地を量に
平より山の中より高く峰あり一峯を思は
昔午の例に緯三十五度九分十七秒と云我等推
算りと適合す此より考ふ小瀆の流ハ幾許強くも
干満には定格ありて風強かりしと云ハ船の行極の速
くは拍らば見ゆ予例略し後より予ハ之を大々

トにて新月と満月の時九時 辰時半 満ち満ち

南より起り十八北より始り夕に半 酉の時

海の静ありて風の甚ゆるを以て彼岬を廻りサマ海

濱北北西向と見ると九時を過ぎ也

サマ北東南宮上殿一東南濱の最遠を思ふ大

但北東差北あり若くは南西を南より西 保梅日向の東

夫より西より一湾をなせしその瀆皆崎嶇なる岩

礁より其の北は礁ありと云ふ阿らと云ふと思はる其地

山がそれよりも更に高峻著明を云ふ之よりして
南東湯よりチツアマコフ岬に到ては甚海濱の景
色羨望有りて其地中の湯に向ひ数軒の江流河
その土肥沃しとて土人鮮魚取ると見えたりその
湯より物や火を焼くと多く彼等は舟の往來
すろを見ても其数昌を獲すや——ノカフ岬より
チツアマコフ岬より南陽まで北洞三
十里ありチツアマコフ岬よりホル子ル峯北方位を

北西差北偏ありホル子ル峯より南西の一山あり
よてハ弦東西なり此は前より海濱有りてサツ
マ此北部の最良地なりて甚高の船を近く寄
て其景色を眺むるに船の轉るに從て景
色殆り空は西日を觀むるに異なり其地山
を以て堅^壁牆なり或は利柱のこゝ——或は圓錐の
おとく成山嶽ありホル子ル峯其北西は第二
峯及保く陸地は在る三峯れと云ふ是此地の

好景感する事堪う造物者妙の如く爰に杜鰐
を施せし一日知人の夫は怒りて力を致さるる
にみそ根あるとあり此は適宜なる榦築樹植を
置て天然の景色は添はるゝ如何なる但峡地耕
能ふは土人の力を尽さるゝの政運也人の常は務
とひら所あるは驚き思ふ事也山頂に坐するは崖
上より透洞をく樹植を以て掩ひたるは奇なり
又瀨より山へも峽の皆あり並木を植連稱

た。ハ殊不殊一必其間處をた遊行の爲に休息
此亭舎有之一日の如き並木の道は日本此向に
取らりつと云え長崎のときミアコシマも之を見
南西隅より北西差北の濱を過てその向に大岬あり
間登是はサツマ此西端なり此岬をソユスマ岬と名く
寄也 俄に此名將都見格の軍艦を碎たる者此名
に取此岬三十一度二十四分径二百二十九度五十八分
なり其岬は西より東に數多此想の海より舌の如く

是れより有りてその間毎々小き入江を經ず此を通
航す一ハ夜航せば其岬の地方を詳々觀事能
む然るも望むも尚之を見しハ其位置を知得
ず此岬より濱を經ひ舟を廻り北の向を大灣を
せり此灣の西北に我前日見たる處北東側あり
而長壽に遠道の内サマは九州の内を經や彼
西灣を九州と相接するやを經し我等彼西灣
北鼻を極めされども其地の陸を以て相連するべき

知まりさそサマの長きはサマ岬よりツエマ岬聖間迄
東西六十里廣はテツアヌ岬より其地の北端を三
十六里有りといふ凡口ウミの地界 リウキウとして記さ
は所の廣さと適々相符合

第十月五日の夕、サマ北南西濱を沿て航すに島
多くと見ゆ地を見ゆたり海ありこれ其地はツヤ
ツマ保根北名西海見えん位置を極めしは觀島に當りにて
下條の形勢を記しハ此觀島の形はあつて
有り其夜少くその島に向て船を廻り望む

コシ北南西端を船より六里許を隔て見たりツエヤ
 岬東差南東十八里より見ると岬又小島二ツあり其六
 半は小尖崖を以て島をなせり其六形圓く周り三里許
 在り岬石多し岬をセイブカテンと名く北東と南西と
 對峙して其間六里を隔り其北東形は緯三十
 一度三十分経二百三十度十分二十秒、こやま北
 南西隅より六里を隔て方位南より東二十度
 に在保按鷹島其南西形は緯三十一度二十六分経二

百三十度二十分三十秒と云系保按亭又北東より南を
 岬阿る是サマ北西側の大灣予サマ灣と名く
 くるものを此岬とツエヤ岬とを抱へて灣を乳岩也
 此兩岬の間北と南に距十八里なり此灣の内は小き
 江港數處ありと云日本入の語はサマ國中此
 最好港ハ即サマ族の居所なりと云その港の名を
 阿とも昔さりし島するにカコシマなるへ其地ハ
 千五百四十二年天文十一年波京杜尾京人アトシモク

ラウンスコセイモタ「アントンヘリチ」此三人サツマに漂着
—又千五百四十年天文十一年「フランシスサビル」ウサツ
マより平戸に到り—記に見えたる

サツマ灣を常の地甚山多く殊其北方の地高く嶺並
に波のうねり多し又その上は高峯此峯より
阿る是る前日尾見たるもの之又北西に平れる山
境をる重嶺阿りて常にその峯より烟の香を
するをみる事日本誌に因て之を考ふ此山「ユガ」と名

今るものあり—日本を耶蘇祖を追捕するに
耶蘇教を以てその國の佛法を改めたる者を此山
北大神と畏る所 此と云ふは人々此山に緯三千
一度四十三分経二百二十九度四十六分と云 保接此位 直三燒山
阿る所 思くは標高の岳ありん此岳よりて觀島より見るも其位 更に
今見しものなり又ユガと名くるもの、硫黄の岳ありし位置大に異に
まじり混 國をなれむ サツマ灣の北陽の岬をカキコル岬と名く是日本
國の都兒格の兵士情後なる軍將の名を取此岬に緯三
十一度四十二分二十秒経二百二十九度五十三分と云



カキ元岬と、ニヤコシマ北北西の間小海峡あり、廣
十里許ありと、尼布希此間を航せんと欲し、船は
向て、ニアコシマの東北隅を流し、一時カキ元岬
嶺、全く北向なりと見えし、今多々南を向て、差お
ニアコシマ北北東隅には多々の小礁あり、東北より西
南を向て居れば之を望む、鐘は引り、其礁の
肉色白く塔の如く、其頂に樹二本立ち、何れ此舟
あり、ハサ海峡を通航す、と容易に守り且東北の

風吹者とも海峡を緯する事能はず、晌午と成
風止り、第二時未に於て、此地方を緯す
標を正能ま、止るを得、人望を候候、針路
を決して南を向て、ニアコシマ西南隅を廻り、
ニアコシマ北北東隅三里許を海を測り、水深四十
尋あり、底ハケイ石沙及珊瑚類なり、予船其
濱崖に泊るを之通行し、ニアコシマ北北東を以て委
波見しる也

アゴシマは諸地島に圖を事詳なるに其位置も明
 なるに或此島を全載す又日本源より七十五里
 北距は小島に記すも何れ我等今此島を見たり諸
 島の集り成すものも各相距とて其間を溝渠
 を隔て或小舟の爲には好港と云へきも何れ其
 島との間彼此に流廻るべくも總て礁を以て島と
 行ざるにのみあきても日本人の業を勤るも凡そ緑園
 樹林も其上にんえてサツマの地方に兒く如く又長き

並木道の山に通出る河を名を礁之巖を除く島
 長東北より南西に向ひ十八里を廣く四里は五尺
 其西南北却る全島の半を拓き其西南隅端
 三十一度三十分三十分秒経二百三十分二十分なり其
 東北隅端三十一度四十九分経二百三十分九分其
 中央緯三十一度四十三分_{アロウスト}人の此島の圖
 ハ其四分の一の小く其を廣く七十五里なり處に他家
 には只五里と距る處に置あり是ハ其礁之巖を以て

此島より入るる船へ阿茶院人の船此アコシの
を通航せしむ必ず其地よりは妻か人れども
刊行し世子出され跡遊巴の地理存日本長崎を
北海濱の位置を詳し知と云ふに實に彼國人乃
願は実方なり也

廿日八日午の小舟多々我船の前は就ま心有り
彼と言を通すき向の近くハリ却て我船の近
くをば轉に避ぬ我等船中八日中人をて彼を呼

一の事と云は彼等と云す是彼國を以て人と云は禁
す多放て吾を以てと云我等強て彼を
求る事を起すを好まざり又彼等同國の人
呼ぶるも思はずと言を交え居るす船中
晩日向て黒色なりて突らと云の雲起るを以て其
緯年一度四十分二十秒其緯二百三十分二十三
十秒とアコシ此西南陽より七里或瀾 方位北の
西三十九度と云り此をロッセニラニスタと名く

翌日の晩に北よりきて島を見我等共五島船に
知りし程甚く島に近づくなり島一河其一平其二
南に距る事一里より頗る二尖あり遠周二里許
河此諸島のアロウスとの間に居てスエアルと云く
ものなり也此の緯三十二度二分三十分秒経二
十二度二分三十分秒五島岬より三十三里を隔て南
北西九度あり此アロウス北南西隔より五十二里
隔て北の西六十五度なり此日羅盤の針五五分

北北西也

船午の船の在るを測るに緯三十二度二分三十分秒五島岬
を我より北の西三十九度見其諸島の相連北端を北の
東半由度より午後四時船の陸をのりくるに三
度の流あり東北に流るるに強く船を流さる五島
を詳しとて故得る 自注次年長空をわらぬ風ありて霧
物く又之をさると能く
五島岬は其島の西南端なり又日本海嶺諸島の
西南盡頭なり故に我等の尤詳に測るべき可なり

其岬北緯三千三度三十分五秒經二百三十一度
 十六分廿八秒諸島の山多きもの相連りて大島成
 流して西は南西より東は北東に向て延る其前
 一數多の中島何れも盡く線島形なきもの總て何
 れの島僅し山形も皆美好の緑色を見よその
 諸島島の五は懸着て相連り其の中の最大なる者を
 三つと別中一あり是れ又三懸名を有す自漢日本紀云
 延て去て彼の島あり其の
 島中北最大なるを西島と云す

夕に南て東北の律風は船の帆を張つて東は南東
 に向て南より北へ風給りて東北に向て曉に五子
 九州の一部彼長崎の支を以てく原あり其地是
 山嶺多し南に三つ北に三つ其南端なる緯二十
 二度三十分經二百三十一度其北端なる西に向て是
 なる最長のを經り其緯三千三度三十分一十分
 經二百三十一度十七分三十分此の所謂母岬とて
 舊名長崎北地南端に記す是れ母岬とせらるる

岬 未とは長崎大湾の西増りして予此海湾を全
島の名を以て九州湾と呼ぶ此湾内島多し建彦
聖母岬北濱北港にまゝに舟船の難航之難言考す
尋常其港を三千二度二千二分とせりか南にまゝ其
船を航せし彼港を難き甚きを言ふし夫より北に
流す遠くとも此湾の北濱より小島の並ぶ所あり
五島の諸島に属するものありその諸島相連りて東北
に延びし聖母岬より北濱港にまゝに難航の後數多

此湾ありて地方北平地を通りての峡谷青崎緑樹
ありて美觀なり平地の後北に皆一連の嶺あり
乙午に船三千二度三十六分四十分の程ありて長崎の
南に在りて日中役人舟に乘り數言を述べたり若
きをしこも直りて又二時を過りて胡人舟に居り
て夕に第五時 中時 半ありて長崎港に碇泊す其夜
に流す尋常底に細砂の底なり船の南北西十
三度日伊王島の北北陽を見高嶺を南の東七十四度

福田岬越北の東五十五及見船より近き陸は半
里を離るべし

奉使日本紀行

青地盈譯

高橋景保校

卷十二 日本通留

日本人の異西人を取扱ふ人亦社法より用意ありとは
為て候一事亦も我傳後に事て他邦の人々
めとく取扱さんと思されり今度我船の大國の主を
隣西人の好まれば送了り使節を執束し取扱す
五人の物氣遣す風俗好ぶ心を用心せしむ

たらのねとて定て日本へ我を非道に教く取扱ふ
しきしはは通及中しは為て我傳の志す所の改選
巴人子孫及此地方此事を思関する此蓋りあるんと思ひ
也さて阿茶院へ己し二百年來此處に往來せしる
如何様控ありてや日本地方此を他の改選巴人子傳り
とあり但前百年以來改選巴人此處に來て其記事と者
ざるもの只二人あり其者日本にて耶蘇教徒を滅亡せ
たり彼耶蘇會士ホの日本の事を世に傳ふ事此絶て

以後日本紀行の事を著し言者只此二人此之形り此
二人阿茶院今は改選巴人此阿茶院人より日本此事
を改選巴人子傳りしと云ひ傳へたり抑阿茶院人
日本此を書記しと他子傳ふとは日本人より記せり
を思ひや阿茶院王改選此事を世に傳ふや其日本人
より記せり此は阿茶院及トインヘルグ 其子日本記事を
著せり人の名
と記す日本此阿茶院通事との皆能知しと云ふ
且日本改選巴人之を同志と云ふ然る阿茶院人子傳り

此書の綴りを徹く抄せしむるは其命阿事
を同くは物多し阿事院人の平長寄地方此事を去記
て刊行するものなり。これ此書ハ元日本は通常此信書
を写す。またおとを果長寄のを方長寄と臺灣の島
北海経通航せし地方を記さう。かく日本地方は其
記しきこと日本を彼を羅あるとさるは汝法外然
ハ阿事院人の事を隠すより起るのみ。て其笑ふ
及き福多なり。彼等も世の未審此事を悉くは其不
朽

此書なりといふ事あり。然るも此書所為し人情
及する何そ也。夫諸厄利害人の他邦と交易する其
吏司の公然と許す存あり。阿事院人の交易する其
竊する者なり也。諸厄利害人と阿事院人との交易其
様をいふるは其優劣を言を候し。て人々此を
所外り此後^後は其要らねば論じ。其次は長寄より
反扱するに其様を記す。原一
秋保長寄に在りて。日本人の阿事院人を扱するに實

後乃んと忽ひに自ら歎く事ある心此之是を船中
に於て躬に在りしに如くは我々の之を拒絶かと思ひ
たり也日本官吏より預免云々の既甚如く極めを事
外にあらざるやそれと我々の少の望むる叶はぬ
は我々の囚人の如く有様ありて使節も我々の水
夫に等しく扱はるべし之は使節の陸は居る洞の阿
既通洞を船に乗らんと欲し強り居る少の陸の
事情を問はずしやうありし

自注日本への贈り物と
船より陸揚し時下

賤の通洞来
よき事あり 是故に予の長寄は通返さるる六箇月旅の
私事と日本に於て通洞と少の此記を其者詳後記に怪む
あつと今記を前にも有り事長次を以て書綴りし一斗りしを要す
事との多し是れ我々の自白之を以て往時の記念とす近なり
但總て時侯の事は私記に止すべし其の事は記しぬ
今先長寄を以て我々の囚人の事と有様日本人の物念
深き事と我々の使節は詳し事長次を記す
日本人の物念と我々の怪むる物の長寄は是れ

専ら先我船の大業武器諸士の銃をそめて用ひし言價の品
も阿りのち成るべく前上なり其後日異月を過て諸士此
銃の修理の爲を返せり已に久しく控置き置はた
銃換へし言もあらず但我諸士の常銃許しおきぬ
是ハ阿宗院人より許さるる也又新又未銃及古銃
其より許し置るる是阿宗院人よりおき事之彼船ハ
兵卒を載せ事をも許さずははる使節のはる從者
も其より上陸を許さずははる武器をも携へしはる

等事ハ日本官吏甚と拒みたりと見えたり故に北同通商
等使節に就て之を止めんとて其事ハ彼國の先例
に依り此を以て異邦の武器を仕置し兵士を上陸
せしめて西人を見せん事いふこと云々然るも使節ハ陪
徒乃備なく獨あせんといふ皆ハ通商等ハ者^動
意をさるる一也然るも使節ハ者ハ異邦の地に入りし
流民乃こゝ獨あせんといふことハ日本人人等
ハ使節ハ其志ハ但をさるる一也是も長崎奉行決断

つて分斗山辨事と事と云えて是を免らるるて一月
を過さるる是は^終使^陸を江戸に窺へるなりと
使^陸此^陸信^陸を具して上陸を許さるる日本人は^信事^陸なり
たふん^信使^陸とて京後日本人より甚く苦^信過^陸せしむ
其報を云ふぬこれに我傳少くも陸地^信使^陸とを得
さら北より舟の周より舟も山舟を遣ふと我
禁^信事^陸我^陸陸^陸を^信道^陸遙^陸切^陸を^信請^陸ら^陸る^陸に^信軍^陸傳^陸
日を經て許されし其^信切^陸處^陸に^信船^陸より^陸と^信き^陸滿^陸の^信入^陸

はそ取巻るるなりとてその陸地より舟を^信行^陸牆^陸を^信以^陸
て^信遠^陸る^陸長^陸き^信僅^陸き^信歩^陸幅^陸四^陸十^陸歩^陸に^信過^陸る^陸其^信切^陸所^陸に^信
二^信家^陸の^信番^陸船^陸を^信回^陸真^陸き^信其^陸播^陸の^信内^陸に^信草^陸此^陸草^陸一^陸つ^陸お^陸き^信礎^陸地^陸
舟^信か^陸く^陸の^信と^陸紅^陸を^信お^陸は^陸し^信は^陸道^陸遙^陸切^陸と^信す^陸ら^陸に^信堪^陸ず^陸も
星^信家^陸の^信例^陸等^陸を^信用^陸ひ^陸し^信其^陸地^陸を^信日^陸本^陸人^陸の^信例^陸に^信
キハツと呼へり^本鉢^陸 船^信より^信甚^陸く^信處^陸に^信往^陸る^陸二^陸艘^陸又
少^信く^陸五^陸艘^陸の^信番^陸船^陸集^陸り^信て^陸我^陸舟^陸を^信困^陸り^信往^陸る^陸也^陸
初め我船長寄に事の時阿茶沈船の甲比舟に我舟

来りし由を告ふを以て後の事をも新しき年^ル後
日本へ入る船あり阿蘇院人の船を請ふと禁^ルす
阿蘇院令我船を来るを許さる^ル高島官吏
北村理^ルるの被^ル船の「^ル」出帆^ル時我船
の書簡を彼に記したる事を禁^ルす唯使節より我
船の来りし事より事を本國の官吏に達する書簡を
を遣^ルす許さる書簡には只「カサカシ」より日本
に名^ル一船中北人象を乗せし事斗りて記さる

その事阿蘇院通^ルに記さる其書簡「^ル」其書簡
北村^ルを交^ルて後阿蘇院令北村^ル「^ル」
斗りし後下吏三人あり其書を彼に送^ルり
也又阿蘇院船出帆の時我船より小舟を彼に送^ルり
へり云々云々由り阿蘇院船の我船の前を過^ルり
平被甲は舟「^ル」とヘルマルトとに^ル出帆を賀^ル
はる一言を述^ルり「^ル」
後阿蘇院高館の司より書を以て使節に謝^ルり

日不人より 汝度出帆の甲比舟に命し我亦詞を難る
とも是を好まざるに之を蔽し林を下りしや下り彼
おる者なきふあり 汝の如く無理不情の官吏の言を
守りて彼亦口は強固ち意をきりしに實に笑ふべき
事之鳴呼 既還る國社事なりし中より
我よりて彼輩此詞を用ひ其愚庸此前より身を
危しと思ふこと堪ざるなり 其業を成るにや彼我を
致すは ^傲 然し其身を危し居る品也 然し其意をわする

其甚傲慢可笑なり

使節の上陸許し 宍館を宛たりし 公斯院

丁諾波兒の七塔

盈按公斯院 丁諾波兒 都兒格國都名此 都ニセーセントウレンと名く七基の塔ありあり

因を置 此如く 我使節の上陸する在所のメカサキ

と其備と見し 其館は海濱ありて南に東に海を帯
たり 概さ 雲より 雲の下り 潮のさし 東を 雲は 僅し
一尺許の大きき 二重の 橋を 築き 其 塔の 館の
周りに 高く 石牆を 築き 陸の方 大なる 海の 方より

コンスタン

新橋を施さず是故日本人の為るに防とすは是故
と是為其館の門より海の中へ二行は舟矢着を伴
小舟を此をより着るは是果其間を通過之その
二重圍り此大門あり其門外は商人あり小舟此門を
く時ハ其館に付け又其門よりは「ムカサ」に長き若
人此之を圍り舟此より行り舟の商人先館を用き
舟此より之を用き又圍りあり此は暫時的に圍り至
事此必出の館を用圍り又陸の門守其木戸

此圍圍りを用一使節の舍此より少の空地ありて
其をより門あり常に圍りあり其を此例に
舟物の一廠を志川らむるは其門を用圍り
舟は清人は商人より常として此を用き然り但そ
廠の舟は又守を以て之を守り物守衛守を
十二人の由は後ありて舟卒強強と通る文類一舟
備を勤之るもの外より吏ありて衛守を廻り我
舟及諸商人等此館を此より所の方より行り此方に

又門あり此を常以圍して之を書るをり使節
家舎も通る門は終るに同し其の常以
之を守り一瞬のちも急す船を陸に結し人敷
を改め其初め来りし言人敷を其もと舟を返す
其船の人陸に一宿ありは今代は陸に居り又船に
造りて初め来りし言人敷を合出たり又陸に居り人敷
来り常より同し船を船更に一人を代
りて陸に宿せしむ是は元陸に居り人敷に居り有

て海城を居りて其城より只人敷に合し其人の
音信は物と見ゆ
船の端舟を修理し「ハカ」
其船の銅板を打ちくちし其の事を其言人敷に作事場
と備へんと清らき一處を許さし其狭く潮の
満る時は作事するところなり且木舟の如く
此舟を結し其舟に作りしもの同し番船三艘末
方より其舟を道途するに其許さし又觀象の

船に用る石の土の覆を造
大矢の名

用より市場前許を借以本神郷も此を以て作柵の障可
且本郷より物々往々我林守り所被り親家器器を
立置入きやう而して運る申上共セキタ止りて月を創り
の御子他の贈物取らる能きと記
施して取
畧と云う
自浪しんカサキに境する山
河と云ふ所は作柵故

日希人の寝念海と結する我等心何しく日を過さる又
猶更くも好事も何きとそれにて船の修理も用事村
本とて請日任せし送り又船又等々の糧料此御

の望も任也佳雨我多を送らるし出帆の前の船の料
とて二箇月の備りて凡八千封度
積り取らる品を貴ひ受たり
貨を出し物を賣るといふ所は禁じたり

○我船初先長等にて着也
初我船の長等にて着也
教通すて午後等何時申さる
申して長崎の港に渡りて午後等何時に地

方より官吏等小舟を新より令新釋は行くカ工
イト船の胴の間に乃長檣の上を坐し其後屬等煙臺是
此前より並居り煙臺の取外し煙をくわくをせり
其煙管の細き管を四角くつて吸て其
其人数千人許なり其内は阿榮院通洞数人
阿の此通洞知以て「ヨニスター止」云々是者帆を
後の航路を詳しふ同記日本北東海濱を蘇門
海峡を通行す一城を以て之云「此航路は日本

人より志すありて云へりといふも且京後我船が寄
を出帆せんとす「特」言其海と日本との間の航路を
通洞等の頻りに往來する所を第一の通洞を助
左海と名く其者少く地理等を心得たりといふ
「テ子りいハカナリセ」諸島「カクリセハ」ナテニリに
屬するは志すを彼等誠誠する甚自國
北流島の位置度數を存して疎國を是れ
彼等我船の「カムサツカ」云々長等もて僅

一月乃内子着也。未だ強きやうきありま。又一月
を過して阿茶庵商館の目「トウフ」と云者甲母
西人と「トウフ」を伴む事あり。彼等カユイト
にて官吏の前まで申上居候。一通詞を以て
礼義を述べらる。吏の少く、頭を定めて之は禮なり
此阿茶庵人の礼。欧羅巴人と日本人の中を取し、
佐々丸礼知人此禮地。平伏。頭を地より
つ者辭し候て少く、前居にを退き阿茶庵人の衣

服の製法と其成長の習とあり。身を屈し
其難儀あり。猶等日本風也。礼をなすに身
強と正角の體を前子候。二三の時を過し
候。許の辭候得て始て身強起す。と辭ら
る。阿茶庵人言ら。江戸より出た礼拜より。今も此禮
候。亦より。かき事也。その江戸に出る前
には礼拜を習練し。然る。但日本人我等より。此
の^イ阿茶庵人の^イ礼伏せ。云々。其後官吏

再も船を来り居たにその事を伺りし時其より
並居る通商一人而北背に手成りけや且るお
る人よりきりく彼等を見向るも其れもやと
是るに居伏をいふその事なるへしとて此夜第
十二時時に彼役人船を本返する時羽船を港内
に導くへしと約束して帰り此夜船の周りに十二
艘の番船来り守り居る其船印は肥前侯の属する
者といふ日本人云へり肥前と筑前長崎近境の地を

領する也此二侯より互に交替してかくのごとく守備を
勤むるなりと又大村侯も長崎の守備を勤めしむと云
をいして陸羽の使節乃屋敷の守備を勤めしむと云
彼の官吏は勤して通商等非常の尊敬を致す也
初め其官を乞ふとおひしに後其関に辨賤なる者も
奉行の指揮より従て勤むれ之と通商等我等の前
より彼吏は返辯する時に彼等前に身を屈し頭を
低て詞を敷する毎に其氣を吞
自注するに氣を返して目を
蓋するは其人は勤する其

其家族記章を存の所は京源法けり婦人も
同一その記章記し居る人^位の位階族姓を智
へといへり女の位は嫁する前其父の記章を用
ひ婦人は其父の記章を用ふ諸侯或は奉行
其記章何の殿衣を人に賜ふと何の記章を
とす事ありて女は上よりその下は己の記章を
用ふ忌む也又曰布人云々は使節に國章^帝
ありその記章を深き服と賜ふに最上首尾

なりと紋を繡き冬は存敷五ツ六ツも重祿着
た然るも秋等も亦一人も多羅呢を服する
ものなり又第一月第二月の日布を穿ぎ
其時ふとも毛皮を服するなり又足と包む
こととてぬるをへそころえ^信袋の半も及足
皮を絶念をこ^履履き高木を作りて物を⁴備ぬ
りて足の大趾の間は狭く多く部の内割り席れ
く盡くせ席薦を以て敷き居りて家に入ら

履を脱ぎし如く貴人の大抵歩動をさるる履を
用ゐる及も其但終日坐して脚を體の下の勢で
居若るも口さかきやし緩者各とつても其履
を其場へ通さぬり又日知人の頸の風はさるる
堅くならずとらるといへて其頸接の半を剃剃て
極暑に熱も高り又北風の空烈多きも高
て頸を以てみまを成防ぎ目の光を遮る物成
用ゐる但雨は雨傘を用ふ其製稠油を以

たる物の上頸の方を集免骨の上段より前より
少く漉漉るる形を頸接ハ日毎に油をぬり剃剃
膏を以て髪に剃剃り少くク剃にして之を接
きて再毛生さるるやうに甚多クは合ふも
送り日知人の懐中道具等一品を我言ふ
也小日本人の櫛衣に木綿を用され其體清
潔れりよきとて及て體も清潔なり日知人の
所為を考ふるに其性質清潔なりといふ事あり

次日第四時時日本人多く米魚島^鳥を製し^る食物
を使^はる^るの船も^のりて^て人々^は舟に^上り^て銅鼓^を
鳴^して^て船^を来^りぬ^其人^は一^つを^引て^居る^者あり^て
此官吏とオトナと稱^しる^者市^中北^商長^{なり}第一
の官吏は「カエ^イ止^此橙^小社^{なり}」オトナは其^右に
坐^して^居る^者彼^等阿^茶院^甲比^丹「^ミス^ウエ^ーチ^ルを
付^る来^りぬ^此甲^比丹^は精^利進^拂所^{なり}獨^逸部^は法^王
を^航海^の術^を得^て委^しき^者なり^て予^は爲^に益^何も^{なし}と

思^ひし^る日本^人の^精念^を得^り彼^と談^ら事^を得^{たり}
一^の道^域なり^也

官吏等^は度^月船^を来^りし^る船^中北^火菜^武器^を取^取
上^りて^後船^を引^き去^りぬ^方ハ^一シ^ルク^ナ
此^の一^つに^は勢^を得^りし^る者^は其^の船^中に^は支^那北^船
五^艘あり^しる^者等^は十二^時時^子船^の碇^を上^りて^引船^す
去^り船^を引^き二^里半^許を^経て^て是^は此^の
支^那船^五あり^しる^者船^毎に^脚船^{十二}三^艘あり^し

撃つに順次より善く我船の風を逆ひておき十二時
ころに二里を進み曉等四時頃まで深き二十五
尋位の處に達し我船の周りに六十三艘の當船を有
固より此處はハーペンブルグの西の方より其の六六
海まで打開けたまは風ある時お彼より船の吹戻り
七時前を離る風止み再びその所は潜居せり
かくするに毎日に二次より及り其の當船の内は官
船あり官船の白と花色と白の旗をたき其

他多分の肥前産の船に其内は最大者一艘花色の
幕船張り船二艘と建てる所は共三十二艘の外
に最我船をく小舟三艘あり是れ我等の陸地用
事を辨せん為なり

第十月十一日等四時頃支那船の出帆し其後より彼
船形の人達志望する所をれと此れ記す其船を揚格
甚拙し先船中凡百人餘あり其一人象を畫傷し
船中より呻吟を發して二時許かゝる二の帆を

揚々、轆轤ろくろを巻く由、船海濱うみづきに出で、第一の碇
 橋乃帆はなほを揚々、是ハ本碇帆ほんていぼなり、其他ハ碇北
 船を造り、此の如き帆の仕方、その煩悩ぼんねうの時に
 此の船を造り、少くも風あり、時ハ船危か、中心
 の流風りゅうふう東北より北、北西、南、南東、北、彼船を出さ、
 順風じゆんふうおきた船を造り、度り、来りか、するに二度
 中、中、終、東北風と成り、空、海、急出、ぬ
 第十月、北、十日、十一日、十二日、十三日、十四日、十五日、十六日、十七日、十八日、十九日、二十日、二十一日、二十二日、二十三日、二十四日、二十五日、二十六日、二十七日、二十八日、二十九日、三十日、三十一日、

最保梅 毎来九月、音、十日、十一日、十二日、十三日、十四日、十五日、十六日、十七日、十八日、十九日、二十日、二十一日、二十二日、二十三日、二十四日、二十五日、二十六日、二十七日、二十八日、二十九日、三十日、三十一日、
 長寄 録、海乃、急、れ、あり、と、ふ
 此市の 義、名、是、此、地、北、神、宗、と、て、甚、日、張、續、寺、隔、尼、
 常、北、勤、と、な、り、祭、日、流、く、時、ハ、身、懶、惰、な、り、
 連、日、酒、食、に、飽、嬉、し、
 事、終、つ、後、と、教、を、経、さ、し、は、常、に、後、七、き、る、張、處、を、
 かく、す、と、云、り、日、常、に、是、日、曜、日、北、祭、り、く、常、に、祭、り、を、
 業、を、休、む、と、夫、甚、少、く、唯、此、ケ、ル、ノ、ス、ハ、新、年、此、祭、り、
 以、て、年、中、著、し、き、休、日、と、す

第十月十日 我九月十日 官吏等引舟百艘を従へ来り船を回
ズル北東例より午後第一時 午時に十八時 阿
波に碇せしむ海底 細なる 石なり小艇の船北
東南の方より投し一日日本人云々北東例より
ハ船繋ぎに宜しと早く船を湊内に入令船成修理
きんと碇をとりて東江より許しるに船繋ぎ
の語を省く其通譯も日本人の云ふは使節
を云ふ軍艦を阿波流の高船と同列に置へるに

きよハカ か 遅滞するに阿波流船由帆セハ速し船を
港内に入へしと其假詞笑ふなり

第十月二十一日 我九月十九日 通河船が来り其外此令なりとて
傳へ云ふハ明船阿波流船二艘此ハニブルに来り
て一必我等より彼船より舟致遣出へるに又阿波
流船を祝賀の砲を放つも我船より意砲を教へたり
彼ら砲を放つハ長等官殿へ對して祝する好まぬ我
等船より同くともなりと此言をて笑へ我船の火薬ハ

己に彼方より取上ぬと何と云へば砲を鳴さんや且我船
小舟乗ありとも四百餘の砲を續け放さん存六時時
北向を費走し何ぞ河津院為すか^病と云ふは魚の業
成らん七彼河津院船は此日來りて我船分一里許を
離れし砲をきりて我河津院出帆せし我船港内
へ入るる物なりともいふは江戸より其許を過るに事
外一等十一月八日午に河津院船は此處に出帆せり
九日官使引舟數多を從へ來り夕第六時^時我

船列て港の砲臺^{港の南東と北西にあり}北間十三尋あり處に
到り砲臺の海底に緑色の土あり此時風は北東を吹
り是の砲を船の南東側に投じ此處より市街まで八二里
を隔つといふなり
予は連日船を修理せんと欲せしむるに使節と進物を
上陸せしむる許を得ざるは船が軽くするに能はず
去て修理を始むへしは數多の土をより支那の
空船一艘を送り來りて江戸より許の来るまでハ

使節及勅上物を此舟に移す。支那船不破な
と有り列下江岸の船を呉歟。と有り其船を見らば
粗造にして使節の居るを為難く且物を入るに
所なく仍て此を碎して返す。此とき支那船製作者
悪く我船を見しなり。

我船の海前ハ初と告りたまふ。
受物所^場れは継檣棹桿等皆皆彼所より置たす
第十日二十日 我十月廿三日 江岸より音信なしと聞しに

舟の使節は旅館の預備ありて通詞を以て使節
に傳へらるる江岸より命あるに速に旅館に移り
し。但使節上陸し従者等も従ふ事此儀
前已に辨せり。通詞とかがサキ梅旅館の舟を我舟
に示せり。甚廣くしえり。
此舟は舟の亭に其権威を示し又時とて仁恵を
賜ふさ由其官體故也。わがかりし初め我船を
に來し時我等約束あり。同は皆虚言なり。

尔後通事等共謀より江戸まで往還三箇月を
経るやふ言ひの皆虚説なりし也
トイハルク共子も記せりといふ江戸までの往還は
二十日以内ありし江戸より命合を傳ふる三十日に
過ぎぬやまを我等れを執りて江戸に
指揮使候と見し使旨密を命合を傳ふる物候上陸
すも事も江戸より命合を傳ふる事なり
キハツ本を我等の道邊場に候へりて候ふの決り候

と一ことを以て奉候の指揮此限ある事なり
長壽寺より来たる日知人下控に一大事を告ぐ
此事に親しい預細の小事といふ江戸より指揮
を受もやうなり通事等の船は訪来は度毎に
其事の趣候真に江戸に注進するなり是れ日知人は
甚難念深き故に又事あるに日知を國政を立る
君候くホウキと稱する尚事此をハダイリの命
を得て次定するといふ也此後我使旨を受る事

彼内程の國政は拘りしれども此をタイリに告て其命を
受らざる思ふも此より由て長崎をたの江岸の指揮
を受らばは於す又都よりタイリに命をとも受らざる
見も使節は從者有事は物を受らざると誠を事とす
一人をその事を決し得ざるまで明らる此事は物より
ムカサキに移しし迄もあらずと二十日成程なる其例は
江戸より命令ありしにほゞ亦早く都より命令
をとりしれども

自道長に在りし二頁ありて六行す我は
未だし後二のなるは此より其のなるハ

移り去へきふとも我等の
事に就て有り居るとは

十二月十七日 我上月 使節上陸しムカサキに到る其時り
用いし船肥前彦比船を其國より長崎に廻したる之
船の長百二十尺船中諸具皆漆塗を以て甚美なり其階
は赤色に木光光澤あり是れ漆を以て如く見白床の席
と畳を敷戸帳は好き織物を用ひ船の外面は二行
に絹の幕張張り使節を船に架橋しききありは魚島
重五の旗を建てる元より肥前彦比旗亭より使

第此後者、船樓の旗を建ち、ちやちや並居り、長き幕の
もと新しき幕を張旗を建て、安平義報を服して列
居きり、また小舟數十艘あり、使節の船を引、港に入
し、る光景、いよいよ一大玉主の威勢、よひす、ゆるり
使節、ムカサキ、此館より、あまた、門の扉を鎖し、
此は、其扉の鎖、使節の、ちやちや、送るぬ

使節船を、ちやちや、後、官吏二人、束り、多々の小舟を、獻物
と受取、ちやちや、火鏡を、ちやちや、小舟二艘を、繫ぎ、合せ

その上、厚板を、並へ、せ、幣を、敷て、鏡を、置、その上を、紙
羅紗を、捲き、ちやちや、官吏に向ひ、此の、ちやちや、物、
唐の鏡の、ちやちや、物、ちやちや、物、は、ちやちや、物、
ハ、彼等、聞か、是ハ、我國、帝、元、の、献物、物、は、敬、ひ、え
かく、する、と、ちやちや、と、已、鏡を、其、舟に、積、入、ちやちや、
一人の、官吏、その、舟、守護、して、ちやちや、ぬ
此時、予、一人の、通詞、に、日、切、人、の、ちやちや、何、と、彼、大鏡を、江戸
送り、較、す、ちやちや、同、は、れ、擔、ひ、ちやちや、と、ちやちや、ぬ、予、謂、ふ

秋等思ふは夫ハ半マシ事ありて其人又少も六十
人ハなる厚又遠路舟ハ半里毎二人を皆へし彼
又去日初をハ斯の如き事此能き事とあり二年蒙
も支那より象を欲せし此をも長壽より江戸を橋
をせぬ凡國の命と紅毛少何なる事も清り
舟も必其るを遂らさし又或通詞の語りいとき
以前支那の高船遊風を楫を失せ日本北東海
尾張方海濱に漂死せし國法を吳玉船の我海

流り漂死するときは真之誠長壽に送り遣ふ事な
しは亦の船をもその如く長崎に送りけるに教るの引舟
て尾張より大坂に送り大坂より長崎に送りその引舟
艘ハ水夫古百人より八百人ありて費用由凡由是月
経よりその費用亦大なりといふ由を以て其をへし若
其費用願て実亦その船をも尾張を破却し支那人
は長壽より支那の船と信物亦償ふ興ても幾許
此使利形ん然るも玉法亦其その費用を願て守かく為る

なり市世等の情を日本國改の趣を察しぬ

第廿二月廿二日

我

上日我船を長崎港内に入し修理を乞

此許命江戸より来りたりとて廿三日約十時辰に北東風

強く而降し小官吏十舟を束を我船を引せ港内

入り陸より四里許隔り支那某院人の商館あり

出島と梅ヶ島此間深き五尋あり野子碇せしめたり

此の支那船三艘世港より来りぬ又數日後五十四艘あり

又一艘は五島を碇船せしめて其船の人を日本船に引

長崎より送り来りぬ

支那の寧波より毎季長崎に来り交易する船十二艘あり

其内五艘は第六月に来り第七月去七艘は第十二

月より来り第三四月に返り我常例に依り砂糖象牙

鉛錫鉛布茶等引り茶は日中も産ませとも支那

も運輸まともなる長崎を出帆せし日本入我等に

支那茶と日本茶とを撰り取しむ我等日本茶を取

しる支那の茶より劣りたるを予知す以て改選巴人日本

産を最好と賞するは甚稱譽に過ぐり我等長崎に
着る時亦より使節を贈りて茶も支那此上
品より芳より
日本人の茶の緑色を考て支那人
常に黒色を用ふ 支那人の
日本より得る所の品は銅棒 磁器 漆器 兩傘 乾海鼠
ハ支那人を貴茶と云其外乾海鼠 乾魚 貝肉 昆
アヒと名く物支那人之を賞美せり予之を試し
味美しとて数年経て 腐敗せん海船の貯する
に宜し 又支那船の數ハ亦云如く大抵

同く四百トシ 是月の五ニ千トシを一トシとす 許を積へし
其内二艘ハ五百トシ許とも云あり凡一艘乃貨物行
本を揚るは十二時時を經る但其揚揚ハ甚不便
に之を貨物の纏て包ありて船より舟子投寄極之滑
車ハ帆綱を用ひ重き物を石 版を以て投寄す也此
時ハ支那人此の船に日本人も其の舟子 預る之ハ支那
船世々未だ古時ハ船前舟夫等皆陸の高嶺より
上り其の船ハ日本人舟子未だ古時ハ出帆の着るは

支那人其船より返り来ると又貨物を揚ぐは羽望
此大潮并来りて船を流し引上潮の干ときハ船全く
乾はり支那船かくすも害ありと爲但少ハ害何
そとも親文の意なきハ心を用ひぬと見有也毎
年^譯春より十二艘の外ハ長寄に預り置支那船二
艘有り是ハ日本人自己此物のおく用て貯積等も
代り有之且支那人の世も老勢微なりと使有
此長寄ハある庫も狭くそ用もたすハ梅ヶ寄に

をきやに在支那人ヲ屬する庫二棟を我等用下死
てしよて知へ

高麗琉球ハ日本ハをたれも我等長寄^運留中に一艘
千五の船の来りを見は是日本人より使節を送り
書翰よ交へるこくをき以彼等乃國ハ交を絶る
有る庫ハ長寄政選已人をしそ寧波と長崎の
間ハ航海セしめ尤使たりへハ何となきは長寄
印ハ寧波の東ハそその間十度許を隔つモリ

ウシ風よきと祈をも遣しとも僅に雪乃行程ふきはく
第十三月廿五日 我土月 船の軽荷 船底は空 二千 ロシ許を
卸し船の修理をすめぬ船の漏孔は蓋せ我等考へたる如く
前の方よりありて木は良材はなしも鋼板の買入がさる所
漏を生じたりと今書く日本鋼光包を造らんと
と思へとも世濃の出やうかやして浦まのりか
出る身し船を傾るを能はされい夫をい扁うを成たけ
之を包に造り 是は兼る船の修造は用を品三何に

より包は任んともなりより事 阿きは鋼板を包小
連子都より取きてより包は兼るに阿ける 鋼板を
造りて大船の用はなきも取れり但その造り鋼板も船の砲
筒の覆及小舟の用は包に包へるも包は兼るも七五枚を包受
たりと又使節は江戸に往ん心得ありたり日本
人の志しせよ其事ハ止し江戸より一貴官来りて使節
に應節ありと阿者も使節ハ大其勢ハ 勢ハ 成
たつ成喜心居たり

千八百五年第一月十四日 我十二月十四日 長崎より曾既の月蝕
にあり然とも雲かゝりて其初層を見ん、ホル子 人名ト
リト此遠鏡を用ひし所はウムステンの遠鏡を用ひて例
見せり但長崎より経度ハ己ノ月蝕距離と星の遠程と
て是を例を定めし此月蝕を以て其驗を取ら及
以て日本人も其月蝕何れ其属も我々も其初層
此時刻をあらはしし此層ハ日本人の天學を標し
たふんと欲せし加も其驗を得たりき 予甚懐しむ通

事をも種々考へて 無地経緯度の事に疎ま
此國は天學の事も身試ひしするも人を知る也通詞の
言ふ江戸乃少く北なる一府イセと云ふ處に神社あり
て其處より長者に日月乃蝕を預見ト定る輩ありと
然るに彼輩は天學を此通したる者ありや日本人も
その隣國支那人のこゝくても學乃意味を心得るや
何れもかく不學の通事等も之を同く聞へ
さゆあり 余使節江戸に往つるハ ホル子 天學

此器を有て之を鑿ひ彼天學の神社あるを勿ふ
到ふ其説を因得る事をも阿んつトイベルク此記の
ハ江戸の長崎醫者此内子天學の或る者ゆきまへる者
阿んつと云其類の者多し其あるまじく其も知べき
行り彼イセの日月蝕のト只此由の曆子阿んつて
其細詳の書ハ宿子奉りその略記を國人の爲に毎年
彼より江戸に送り致すと云

第一月十日 我土月十日 使臣乃旅館より急を招き

しかば鑿てくる官吏二人を外通詞等來り居り
俄羅斯より送り來り日本人の内一人自殺せんとて
利刀を頸に刺しけり其傍人の見とめてお止めた
る之使節の從へる醫師ラシグストルフ在人を遣はし其出
血を止め療治せんとせしに看守等之を支へたり跡
へ檢使乃來りて其のまゝ置へしとてラシグストルフは
正スヘンル之を療ある事を得て程程に日本外
科と内科とありて療治せし之但其病ハ元より危き程

の病はありさうに

自任日本の外科ハ子ハ此病を
本利ノ内科ハ金ノ割去ヨリ

初免材等世當に奉告セリ時直子より使者云

送りて俄羅斯より送り奉告日本を受人と云

使者自ら世を日本奉り出守候と奉告彼

子渡りしに其後日敷候て後を行より奉のこく

云ふたきれ使者も奉のまゝ奉告方いさうき今かく

日本人不慮の禍を起さんときにより使者より奉行

漂客強引取へしと奉告れを奉行より今暫く其

方止むへし江戸の指揮を得て後計らんと奉告ぬ然

其後我等此処を出帆するまゝ其沙汰もれ彼四人

此漂客を使者乃旅館に送り置りさて此漂客は

自殺せんとせし起原を考ふる彼等十四日の船中艱難

を経て其本國に送りし又我等と共し七月乃國に成

て長崎より日送送り猶此後其親族に再令入るき施も

をかりしんと思ひ迫るてかゝる宸事を思立し能く

我亦よ於て其実細を同知とあり日本人ハ其実

本ノマ

戊辰ノ志ヲ終ルル事ナラズ元年千七百九十二
年寛政四年ラタスマンガ日本に送り返セリ者ハ日本に返
リて其父或林田ヨリ其親族ニ送事ヲ得たり
由世漂客ト志シテ其事ヲ志シテ其父ニ送事ヲ返
テも送事人ナク必死シテカラス事ナク又前第
二篇ヨリ云々トク狭奸ノ日本人ナシハ然船長等
に者ナリ時彼者羅書或日本ノ官吏ニ出たりヤ
その書中に彼等俄羅新羅西ニ在リ時彼等困苦

キリシト見強テキリシ教に心と勸メ今我々の事ナク
日本ハキリシ教を弘めん為ルル事ナク虚誣の事と訴へ
由之今已ハ本國ノ物ニ今ハ俄羅新羅西ニ送事ヲ得
に因リ殊ニ俄羅新羅西ノ事ナク時常ニ其父ニ送事ヲ
得事知ルルものナリ一書ニ其父ニ送事ヲ得事知
ル日本ノ官吏ハ極事ヲ速ク送事ノ事ナク事行
ト云々云々以テ自分ノ情ヲ起シテ自殺セんとキルル事
彼等ノ事ナク後毎日自分ニ云々ハ俄羅新羅西人ハ好意ナク

我々要所... かく連子弘人子をも... 我文化二年

三月十日 官吏より使節に告ぐらひ日中

帝一人の共信... 通詞の言... 此事を得るの儀... 國帝此

上を... 自派長將奉行... 我々も... 如き共信

我々度... 使節を江戸... 四月... 船の修理... 船の修理... 船の修理

第三月十二日 我三月十二日 第一乃通関助藤野使節の許より
長崎の使節自江戶より及るに江戶より一人貴
官を日々に來り使節より應對ありし此より船の備
整頓を真に知れしカサカ返りの用事すべし文儀の
物よりとも日知地を買取を屬するに但船の控料の
官より凡二月分を備へ給ふべしとあり

第三月二十日 我三月二十日 第二乃通関助藤野使節の許より
長崎の使節自江戶より及るに江戶より一人貴
官を日々に來り使節より應對ありし此より船の備
整頓を真に知れしカサカ返りの用事すべし文儀の
物よりとも日知地を買取を屬するに但船の控料の
官より凡二月分を備へ給ふべしとあり

に偶人を贈るものとすし此の趣意同得され凡日本
人の重き事とす此の二日の間、我船の小舟此修理し
府へる二人を陸地へ遣りて休ませんとしへり
第三月二十日 我三月二十日 第三乃通関助藤野使節の許より
長崎の使節自江戶より及るに江戶より一人貴
官を日々に來り使節より應對ありし此より船の備
整頓を真に知れしカサカ返りの用事すべし文儀の
物よりとも日知地を買取を屬するに但船の控料の
官より凡二月分を備へ給ふべしとあり

此の禮習は甚く身軀屈免伏す由へは政選已人より然者

屬之乞て漸く其許を許して使節より通詞七人及び品を送り了りて京の
鑛一面 羅紗一片 硝子燭一巻
注云なり
一對 凡そ車一對 凡そ水

○通事中大徳一面 羅紗二反 硝子燭籠一 煖物茶器一揃 金牙丸一切
石細之物一對 硝子燭一對

さて前より交りて我船の修理に用ひては皆見事
とて賜物なり又取の糧料二月分は備へて置る

塩二子苞一苞 三十封度^{ナト}の米百苞一苞 百五十斤度
木綿と真綿二千把を送りて 木綿の水夫等へ直綿
ハ諸宿へ乞て給へり 官人の言に 俄羅初帝の進物を受

けり^之ハ元來受り給へり^{ナリ} 報礼として使節は俄羅

部乃都^ト遣りてす^ルハあり^ニ然るに因^テ清^クて日^本人^ノ成
外^ニ人^ノ遣^ル事^ヲ能^ク見^ル此^ノ由^ニ其^ノを^物受^ル事^也と

さて使節乃事右の如く為りて我等此^ノ利^ヲを得^ル事^也此
此^ノ由^ニ先^年ラ^クス^ニ此^ノ時^ニ得^ル事^也長^年に^も人^ノ許^ス

文^也先^日日^本人^ノと^俄羅^部人^ノの^交り^ハ此^ノ已^後日^本人^ノ
妻^事阿^不非^也ハ^永絶^へぬ^事也^{ナリ}好^者也^{ナリ}

通詞等ハ使節に詣りて云ふ^ルハ今日^也日^本人^ノ俄^羅部^人と^交

を絶事ハ日本人ヲ殺セハ快しと云々所并ニ都及
 長壽ヲモテハ殊ニその事ヲ駭キテ説ありと云々日本の
 事ハかく為着セリカとも曾てあり未だ若ク俄ニ
 交易ハは更ニ日本ハ未だ其も損セ何と云々
 及七年「文化三年四年」臣ニテトハホリトフ日本ノ北ニ地夷ニ至リ
 其ノ江戸ノ大ニ船ヲ發動ありと云々日本ノ人ノ意ニハ我使ヲ受ケル
 より起リたりと云々
 及八月廿日俄ニ後ニ同リ
 第四月十六日景保按十六日と云々
 終ニ其ノ宿人ノ對面ニ其事
 終ると云々日本人より船乃糧料を送リぬ我船夫等々

出帆をん事の嬉しくて目さるしく働き一日廿内十六時ハ
 乃間休息をん船を出入の世を調へる者傳本
 也小舟並人夫を賃して其事ヲ助けぬかくて第四
 月十六日全く出帆の備へ整ひぬ

Handwritten text in a cursive script, likely a diary entry or a letter, written on the right page of an open notebook. The text is oriented vertically and appears to be in a non-Latin script, possibly Chinese or Japanese. The ink is dark and the handwriting is fluid and connected.

